

市川市地域防災計画（風水害等編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現行	修正後
目次	第1章 第7節	第7節 本市の概況 第1 位置 第2 地勢 第3 <u>気象</u> _____	第7節 本市の概況 第1 位置 第2 地勢 第3 <u>河川の現況</u> 第4 <u>気象</u>
同上	第1章 第8節	第8節 計画の前提条件 第1 災害履歴 第2 <u>江戸川氾濫シミュレーション</u> 第3 <u>真間川及び内水氾濫シミュレーション</u> 第4 <u>高潮浸水想定</u>	第8節 計画の前提条件 第1 災害履歴 第2 <u>江戸川洪水による被害想定</u> 第3 <u>真間川洪水による被害想定</u> 第4 <u>高潮浸水による被害想定</u>
同上	第4章 第1節	第1節 <u>被災者の生活再建</u> 第1 <u>市民生活再建支援</u> 第2 <u>産業復旧支援</u>	第1節 <u>復興まちづくり</u> 第1 <u>復興まちづくり</u> _____
同上	第4章 第2節	第2節 <u>復興まちづくり</u> 第1 <u>復興まちづくり</u> 第2 <u>激甚災害の指定に関する計画</u>	第2節 <u>被災者の生活再建</u> 第1 <u>市民生活再建支援</u> 第2 <u>産業復旧支援</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
目次	第4章 第3節	<hr/> <hr/>	<u>第3節 激甚災害</u> <u>第1 激甚災害の指定に関する計画</u>
同上	巻末資料	第1 避難場所・避難所一覧 (略) 第7 避難勧告等の発令区分及び伝達方法 <hr/> <hr/>	第1 避難場所・避難所一覧 (略) 第7 避難勧告等の発令区分及び伝達方法 <u>第8 気象官署が発表する注意報、警報等の基準</u> <u>第9 竜巻等に関する気象情報</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
2	防災体制における基本的な用語	<p>3 その他本市の体制に関する用語 災害時支援協定市区町村 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町 (6市2区1町1村)等の協定がある。</p>	<p>3 その他本市の体制に関する用語 災害時支援協定市区町村 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町 (8市2区2町2村)等の協定がある。</p>
3	同上	<p>4 防災に関する用語</p> <hr/>	<p>4 防災に関する用語</p> <p><u>想定最大規模降雨</u> ○平成 27 年の水防法改正により、浸水想定区域について想定し得る最大規模を前提とした区域に拡充され、見直された規模の降雨。年超過確立 1/1000 以上となる最大クラスの規模。</p> <p><u>既往最大規模降雨</u> ○これまでに経験した災害のうち最大となった被害に基づき設定する規模の降雨。</p> <p><u>計画規模降雨</u> ○河川整備等の基本となる規模の降雨。河川流域の大きさや災害の発生状況などを考慮して定め、概ね 30～100 年確率としている。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
4	凡例	<hr/> <hr/>	<p>③水防計画に関する内容にはタイトルに</p>  <p>を表示</p>
6	第1章 第1節 計画の目的	<p>(略)</p> <p>なお、市川市地域防災計画は、次の4編からなり、本計画はその風水害等編である。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(略)</p> <p>なお、市川市地域防災計画は、次の4編からなり、本計画はその風水害等編で、<u>水防法（昭和24年法律第193号）並びに千葉県水防計画に基づき、市川市内の各河川、海岸等の洪水又は高潮による災害を警戒及び防ぎよ、被害の軽減により、市民の安全を保持することを目的として定められる水防計画を包括した計画とする。</u></p>
7	第1章 第4節 第1 定期的な計画内容の見直し	<p>2 各関係機関による見直し</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>2 各関係機関による見直し</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、本計画は水防計画を包括した地域防災計画（風水害等編）であり、必要に応じて水防計画の項目について見直しを行い、水防協議会への報告を得て、計画の修正を行うものとする。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
11	第1章 第6節 第3 指定地方行政機関	表の「機関の名称」、「事務又は事務の大綱」 _____ _____ _____ _____	表の「機関の名称」、「事務又は事務の大綱」 <u>国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所</u> 1 <u>管内国道 298 号の保全に関すること。</u> 2 <u>管内国道 298 号の災害復旧に関すること。</u> 3 <u>災害時における緊急輸送路の確保に関すること。</u>
12	第1章 第6節 第6 その他の公共団体	<u>市川浦安接骨師会</u>	<u>公益社団法人千葉県柔道整復師会市川・浦安支部</u>
14	第1章 第7節 第3 河川の現況	_____ _____ _____ _____ _____	第3 河川の現況 本市には、利根川水系の江戸川及び旧江戸川、真間川等9つの一級河川が流れており、分岐・合流を経て、最終的に東京湾に注いでいる。北部を流れる国分川や大柏川が、川沿いに谷底低地を形成しているほか、大正期に掘削された江戸川放水路によって、江戸川が本市域を大きく分断している。
15	同上	<u>市内河川図</u>	<u>市内河川図</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
16	第1章 第7節 第4 気象	最近10年間（平成21年から平成29年まで）の年間平均気温は15.8℃で、月別の最低平均気温は1月の5.2℃、最高平均気温は8月の27.1℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は約1,310mmで、平均降水量は、秋に多く、冬に少ない傾向である。 平均降水量及び平均気温（平成 20 年～平成 29 年） （資料：市川市環境白書 平成 30 年度版）	最近10年間（平成21年から平成30年まで）の年間平均気温は15.9℃で、月別の最低平均気温は1月の5.1℃、最高平均気温は8月の27.3℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は約1,255.4mmで、平均降水量は、秋に多く、冬に少ない傾向である。 平均降水量及び平均気温（平成 21 年～平成 30 年） （資料：市川市環境白書 令和元年度版）
17	第1章 第8節 第1 災害履歴	表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 （略） 大正6年津波（高潮） 9月24日に南洋パラオ群島付近で発生した台風は、30日夜半から関東地方に接近。台風の暴風が満潮時刻と重なり、大津波が2度にわたって行徳町、南行徳町を襲った。浸水の高さは、行徳町役場で海拔2.5m、海岸で3.2mであった。 死者19名、流出家屋34戸、全壊40戸、半壊352戸、床上浸水1,819戸、床上浸水115戸	表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 （略） 大正6年津波（高潮） 30日夜半から関東地方に接近。台風の暴風が満潮時刻と重なり、大津波が2度にわたって行徳町、南行徳町を襲った。浸水の高さは、行徳町役場で海拔2.5m、海岸で3.2mであった。 死者19名、流出家屋34戸、家屋損壊392戸、床上浸水1,819戸、床上浸水115戸

ページ	修正箇所	現行	修正後
17	第1章 第8節 第1 災害履歴	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 (略)</p> <p>キティ台風（台風10号）</p> <p>8月27日に南鳥島近海で発生した台風10号は、31日午後8時ごろに神奈川県茅ヶ崎に上陸。市川海岸地帯は、風速30mの東南の強風と東京湾の満潮時刻と重なり、海面は約2.6m上昇、波高は、1.8m～2.0mに達し、本市域の海岸堤防と旧江戸川左岸の堤防8.4kmがいたるところが決壊。行徳町・南行徳町の8割が冠水した。</p> <p>流出家屋2戸、<u>全壊7戸、半壊8戸</u>、床上浸水60戸、床下浸水272戸、耕地冠水688ha</p>	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 (略)</p> <p>キティ台風（台風10号）</p> <hr/> <p>31日午後8時ごろに神奈川県茅ヶ崎に上陸。市川海岸地帯は、風速30mの東南の強風と東京湾の満潮時刻と重なり、海面は約2.6m上昇、波高は、1.8m～2.0mに達し、本市域の海岸堤防と旧江戸川左岸の堤防8.4kmがいたるところが決壊。行徳町・南行徳町の8割が冠水した。</p> <p>流出家屋2戸、<u>家屋損壊15戸</u>、床上浸水60戸、床下浸水272戸、耕地冠水688ha</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
17	第1章 第8節 第1 災害履歴	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 (略)</p> <p>狩野川台風（台風 22 号）</p> <p>9 月 21 日にグアム東海上で発生した台風 22 号は、中心気圧 877hPa を記録した大型の台風で、27 日夜神奈川県東部に上陸し、秋雨前線を刺激して伊豆半島および関東地方に記録的豪雨をもたらした。本市では、26 日 14 時ごろから豪雨となり、16 時ごろには真間川が排水能力を越え浸水被害が続出した。この被害により、本市全域を対象として、千葉県下で初めて災害救助法の適用を受けた。</p> <p><u>全壊 2 戸、半壊 2 戸、床上浸水 2,456 戸、床下浸水 2,560 戸、り災者 24,261 名、耕地冠水 865ha</u></p>	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 (略)</p> <p>狩野川台風（台風 22 号）</p> <hr/> <p>中心気圧 877hPa を記録した大型の台風で、27 日夜神奈川県東部に上陸。</p> <hr/> <p>本市</p> <p>では、26 日 14 時ごろから豪雨となり、16 時ごろには真間川が排水能力を越え浸水被害が続出した。この被害により、本市全域を対象として、千葉県下で初めて災害救助法の適用を受けた。</p> <p><u>家屋損壊 4 戸、床上浸水 2,456 戸、床下浸水 2,560 戸、り災者 24,261 名、耕地冠水 865ha</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
17	第 1 章 第 8 節 第 1 災害履歴	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 (略)</p> <p>台風 24 号</p> <p>10 月 22 日、雨を伴った大型の台風 24 号は、関東の南東海上を通過。本市では、同日早朝から雨が降り出し、午後 7 時頃からは雨量が増して土砂降り、午後 10 時からの 1 時間では国府台消防署で最大時間雨量 57.5 mm、天候が回復した翌 23 日午前 2 時頃までの連続雨量 212 mm を記録。この台風により、真間川水系の河川が溢水したほか、総武線以南の低地や旧行徳地域で大規模な内水氾濫、本市域で崖崩れが多発した。</p> <p>床上浸水 3,635 戸、床下浸水 3,841 戸、農地冠水 233ha、崖崩れ 32 箇所</p>	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 (略)</p> <p>台風 24 号</p> <p>__ 22 日 _____、関東の南東海上を通過。本市では、同日早朝から雨が降り出し、午後 7 時頃からは雨量が増し _____ 午後 10 時からの 1 時間では国府台消防署で最大時間雨量 57.5 mm、天候が回復した翌 23 日午前 2 時頃までの連続雨量 212 mm を記録。この台風により、真間川水系の河川が溢水したほか、総武線以南の低地や旧行徳地域で大規模な内水氾濫、本市域で崖崩れが多発した。</p> <p>床上浸水 3,635 戸、床下浸水 3,841 戸、農地冠水 233ha、崖崩れ 32 箇所</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
17	第1章 第8節 第1 災害履歴	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 (略) 台風26号 <u>10月11日にマリアナ諸島付近で発生した台風26号は、大型で強い勢いのまま16日明け方に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近。本市では、15日から雨が降り出し、16日早朝には本北方排水機場で1時間最大雨量45.5mm、15日から16日までの総雨量263.0mmを記録。この台風により、真間川が排水能力を超え浸水被害が続出した。</u> 床上浸水99戸、床下浸水155戸、崖崩れ2箇所、道路冠水103箇所</p>	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」 (略) 台風26号 _____16日明け方に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近。本市では、15日から雨が降り出し、16日早朝には本北方排水機場で1時間最大雨量45.5mm、15日から16日までの総雨量263.0mmを記録。_____真間川が排水能力を超え浸水被害が続出した。 床上浸水99戸、床下浸水155戸、崖崩れ2箇所、道路冠水103箇所</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
17	第1章 第8節 第1 災害履歴	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」</p> <hr/>	<p>表中の「発災年月日／災害名」、「気象状況」、「主な被害状況」</p> <p><u>2019.9.9（令和元年）</u></p> <p><u>令和元年房総半島台風（台風15号）</u></p> <p><u>9日未明に非常に強い勢力のまま神奈川県沖に上陸。千葉県内では甚大な被害に見舞われ、災害救助法および被災者生活再建支援制度が適用された。本市では、8日深夜から雨が降り出し、9日明け方には消防局で1時間最大雨量41.5mm、8日から9日までの総雨量122.5mmを記録。雨が強まった9日明け方には消防局で瞬間最大風速38.9m/sを記録。屋根が飛散するなど、市内各所において多くの家屋損壊が続出した。</u></p> <p><u>家屋損壊21戸※、床上浸水5戸、床下浸水15戸、道路冠水22箇所、停電約3,300戸、※一部損壊は除く</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
18	第1章 第8節 第2 江戸川洪水による被害 想定	第2 江戸川氾濫シミュレーション 国土交通省が作成した_____江戸川の浸水想定 区域をもとに、大雨により市内において江戸川の堤防 が決壊した場合の氾濫シミュレーションを行った。シミュ レーションにあたり、大雨の規模として、昭和22年9 月に発生したカスリーン台風を想定した。この台風によ り、江戸川上流の利根川堤防が決壊し、埼玉県から 東京都に至る江戸川右岸一帯が水没、甚大な被害 をもたらした。	第2 江戸川洪水による被害想定 国土交通省が作成した平成29年江戸川洪水浸水 想定区域をもとに、 <u>想定最大規模降雨及び計画規模 降雨を想定条件として洪水による被害想定を行った。</u>
同上	同上	1 想定雨量 (既往最大規模) <u>3日間総雨量 318 mm (昭和22年9月のカスリー ン台風級)</u>	1 想定雨量 _____ <u>想定雨量は国土交通省で設定した次の条件に基づい ている。</u> <u>想定条件</u> <u>想定最大規模降雨、計画規模降雨</u> <u>継続時間</u> <u>3日間 (72時間)、3日間 (72時間)</u> <u>総雨量</u> <u>491 mm、336 mm</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
18	第1章 第8節 第2 江戸川洪水による被害 想定	<p>2 被害想定 (既往最大規模)</p> <p>浸水地域 江戸川左岸地域 (本市北部・中部)、江戸川右岸 地域 (本市南部)、本市域全体</p> <p>浸水区分 床下浸水、床上浸水</p> <p>被災世帯数 <u>6,504 世帯・54,036 世帯、2,595 世帯・68,994 世帯、9,099 世帯・123,030 世帯</u></p> <p>被災人員 <u>13,011 人・110,336 人、5,793 人・141,312 人、18,804 人・251,648 人</u></p>	<p>2 被害想定 _____</p> <p>ア 想定最大規模降雨</p> <p>浸水地域 江戸川左岸地域 (本市北部・中部)、江戸川右岸地 域 (本市南部)、本市域全体</p> <p>被害棟数 (床下浸水、床上浸水) <u>91 棟・12,430 棟、51 棟・5,117 棟、142 棟・ 17,547 棟</u></p> <p>被災世帯数 <u>38,910 世帯、31,233 世帯、70,143 世帯</u></p> <p>被災人口 <u>75,671 人、58,867 人、134,538 人</u></p> <p>イ 計画規模降雨</p> <p>浸水地域 江戸川左岸地域 (本市北部・中部)、江戸川右岸地 域 (本市南部)、本市域全体</p> <p>被害棟数 (床下浸水、床上浸水) <u>69 棟・7,552 棟、107 棟・2,277 棟、176 棟・9,829 棟</u></p> <p>被災世帯数 <u>26,764 世帯、18,858 世帯、45,622 世帯</u></p> <p>被災人口 <u>57,026 人、35,833 人、92,859 人</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
18	第1章 第8節 第2 江戸川洪水による被害 想定	3 浸水想定区域 ※浸水想定区域図 <u>既往最大規模</u> <u>平成 17 年 3 月国土交通省公表</u> <u>想定最大規模</u> <u>平成 29 年 7 月国土交通省公表</u>	3 浸水想定区域 ※浸水想定区域図 <u>想定最大規模降雨</u> <u>平成 29 年 7 月国土交通省公表</u> <u>計画規模降雨</u> <u>平成 29 年 7 月国土交通省公表</u>
20	第1章 第8節 第3 真間川洪水による被害 想定	<u>第3 真間川及び内水氾濫シミュレーション</u> 千葉県が作成した真間川の浸水想定区域図に加え、 大雨により下水道や排水路から水があふれた場合の 浸水予測結果に基づいてシミュレーションを行った。シ ミュレーションにあたり、大雨の規模として、昭和 33 年 9 月に発生し、本市にも大きな被害をもたらした狩野川 台風を想定した。	<u>第3 真間川洪水による被害想定</u> <u>令和元年 12 月に千葉県が公表した真間川洪水浸</u> <u>水想定区域図に基づき、想定最大規模降雨及び計</u> <u>画規模降雨を想定条件として洪水による被害想定を</u> <u>行った。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
20	第1章 第8節 第3 真間川洪水による被害 想定	1 想定雨量（既往最大規模） <u>総雨量 331 mm、1 時間最大 60 mm（昭和 33 年 9 月の狩野川台風級）</u>	1 想定雨量 _____ <u>想定雨量は千葉県で設定した次の条件に基づいてい る。</u> <u>想定条件</u> <u>想定最大規模降雨、計画規模降雨</u> <u>継続時間</u> <u>1 日間（24 時間）、1 日間（24 時間）</u> <u>総雨量</u> <u>673 mm、301 mm</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
20	第1章 第8節 第3 真間川洪水による被害 想定	<p>2 被害想定 (既往最大規模)</p> <p>浸水地域 江戸川左岸地域 (本市北部・中部)、江戸川右岸 地域 (本市南部)、本市域全体</p> <p>浸水区分 床下浸水、床上浸水</p> <p>被災世帯数 40,616 世帯・12,249 世帯、2,501 世帯・498 世 帯、65,677 世帯・12,747 世帯</p> <p>被災人員 87,333 人・28,794 人、51,710 人・1,064 人、 139,043 人・29,858 人</p>	<p>2 被害想定 _____</p> <p>ア 想定最大規模降雨</p> <p>浸水地域 江戸川左岸地域 (本市北部・中部)、江戸川右岸地 域 (本市南部)、本市域全体</p> <p>被害棟数 (床下浸水、床上浸水) 47 棟・24,119 棟、0 棟・0 棟、47 棟・24,119 棟</p> <p>被災世帯数 54,712 世帯、0 世帯、54,712 世帯</p> <p>被災人口 110,231 人、0 人、110,231 人</p> <p>イ 計画規模降雨</p> <p>浸水地域 江戸川左岸地域 (本市北部・中部)、江戸川右岸地 域 (本市南部)、本市域全体</p> <p>被害棟数 (床下浸水、床上浸水) 154 棟・488 棟、0 棟・0 棟、154 棟・488 棟</p> <p>被災世帯数 2,225 世帯、0 世帯、2,225 世帯</p> <p>被災人口 4,998 人、0 人、4,998 人</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
21	第1章 第8節 第3 真間川洪水による被害 想定	3 浸水想定区域 ※浸水想定区域図 <u>既往最大規模</u> <u>平成 18 年 3 月千葉県・市川市公表</u> _____ _____	3 浸水想定区域 ※浸水想定区域図 <u>想定最大規模降雨</u> <u>令和元年 12 月千葉県公表</u> <u>計画規模降雨</u> <u>令和元年 12 月千葉県公表</u>
22	第1章 第8節 第4 高潮浸水による被害想 定	第4 高潮浸水_____想定 平成 21 年 4 月に国土交通省が公表した既往最大 規模の浸水想定区域図では、 <u>本市の臨海部の一部</u> <u>が浸水する。</u> (略)	第4 高潮浸水による被害想定 平成 21 年 4 月に国土交通省が公表した既往最大 規模の浸水想定区域図に基づき、 <u>高潮による被害想</u> <u>定を行った。</u> (略)

ページ	修正箇所	現行	修正後
22	第1章 第8節 第4 高潮浸水による被害想定		<u>2 被害想定（既往最大規模）</u> <u>浸水地域</u> <u>江戸川左岸地域（本市北部・中部）、江戸川右岸地域（本市南部）、本市域全体</u> <u>被害棟数（床下浸水、床上浸水）</u> <u>3 棟・203 棟、54 棟・236 棟、57 棟・439 棟</u> <u>被災世帯数</u> <u>1 世帯、48 世帯、49 世帯</u> <u>被災人口</u> <u>1 人、125 人、126 人</u>
23	同上	<u>2 浸水想定区域</u> <u>※浸水想定区域図</u> <u>既往最大規模</u> <u>平成 21 年 4 月国土交通省公表</u> <u>想定最大規模</u> <u>平成 30 年 11 月千葉県公表</u>	<u>3 浸水想定区域</u> <u>※浸水想定区域図</u> <u>既往最大規模降雨</u> <u>平成 21 年 4 月国土交通省公表</u> <u>想定最大規模降雨</u> <u>平成 30 年 11 月千葉県公表</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
26	第2章 計画の主旨 第2 基本目標	<p>◆女性の視点を活用した防災施策の実施</p> <p>その後、これまでの経験・知識を活かした「BJ アドバンス」により課題の検証や防災啓発など一層の強化を図っている。</p> <p>今後も、_____</p> <p>女性の視点を取り入れたきめ細かい防災施策を実施していく。</p>	<p>◆女性の視点を活用した防災施策の実施</p> <p>その後、これまでの経験・知識を活かして、<u>防災上の課題の検証に加え、大学での講義や様々な団体からの依頼に応じた講演会、さらに防災訓練などの防災イベント等を通じた啓発を実施し、女性の視点を活かした減災対策について一層の強化を図っている。</u></p> <p>今後も、「<u>女性の視点の反映・提言の実現化・防災意識のさらなる向上</u>」の3つの目標を基に、<u>女性の視点を取り入れたきめ細かい防災施策を実施していく。</u></p>
同上	第2章 計画の主旨 第3 計画の体系	風水害等予防計画の体系を P26 の図に示す。	風水害等予防計画の体系を P28 の図に示す。
27	第2章 計画の主旨 第3 計画の体系	<p>表中の「災害対応事務局」の「主な基本業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及 ・ボランティアとの協力体制の整備 ・女性への配慮の検討 	<p>表中の「災害対応事務局」の「主な基本業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及 <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性への配慮の検討

ページ	修正箇所	現行	修正後
27	第2章 計画の主旨 第3章 計画の体系	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「本部」、「主な基本業務」 <u>広報・業務継続班</u> ・防災知識の普及 ・ <u>業務継続関係</u>	表中の「 <u>広報_____班</u> 」の「本部」、「主な基本業務」 <u>広報班</u> ・防災知識の普及 _____
同上	同上	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「本部」、「主な基本業務」 <u>システム・調整班</u> ・情報システムの維持・強化 _____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「本部」、「主な基本業務」 <u>システム・受援班</u> ・情報システムの維持・強化 ・ <u>ボランティアとの協力体制の整備</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>業務継続班</u> 」の「本部」、「主な基本業務」 <u>業務継続班</u> ・ <u>業務継続関係</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> 」の「本部」、「主な基本業務」 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ・ <u>帰宅困難者対策の推進</u> ・ <u>外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
27	第2章 計画の主旨 第3章 計画の体系	<p>表中の「被災生活支援本部」の「主な基本業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・外国人（訪日外国人含む。）への支援対策の推進 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進 	<p>表中の「被災生活支援本部」の「主な基本業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進
28	同上	<p>体系図</p> <p>基本目標「警戒・避難体制の確立」、施策の方向「5 応急医療体制の整備」の「②医療品・応急用医療資器材等の確保」</p>	<p>体系図</p> <p>基本目標「警戒・避難体制の確立」、施策の方向「5 応急医療体制の整備」の「②医薬品・応急用医療資器材等の確保」</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
29	第2章 第1節 第1 水害の予防	<p>1 治水事業の推進（被災市街地対応本部）</p> <p>(1) 河川改修等</p> <p><u>真間川水系は、昭和 54 年度に国から「総合治水対策特定河川事業」の認可を受けるとともに、昭和 56 年・61 年・平成 5 年の大水害では、「河川激甚災害対策特別緊急事業」を実施する等して、千葉県が事業主体となり、河川の改修、分水路や調節池等の治水施設の整備が進められている。</u></p> <p><u>ア 本市施行による河川改修</u></p> <p><u>昭和 63 年度から平成 13 年度まで、一級河川真間川の根本～大柏川合流点までの区間（延長 3,850m）について、河道拡幅、橋梁架換工事及び河床掘削等を行った。また、一級河川大柏川上流部の鎌ヶ谷市までの区間について、降雨量 50 mm/時間に対応する整備を進めている。</u></p>	<p>1 治水事業の推進（被災市街地対応本部）</p> <p>(1) 河川改修等</p> <p><u>① 国土交通省による河川整備</u></p> <p><u>江戸川は、利根川との分派点から河口まで約 54.7kmの河川であるが、本市域に関わる河川改修としては大正から昭和30年代にかけて江戸川放水路、江戸川水閘門、行徳可動堰が完成した。現在の利根川・江戸川河川整備計画では4,000m³/sを江戸川放水路に流下させる計画となっている。</u></p> <p><u>本市域においては、一部の区間で堤防の築堤や、江戸川放水路の高潮対策が進められているが、超過洪水対策として沿川市街地のまちづくりと一体となった高規格堤防の整備についても推進されている。</u></p> <p><u>また、行徳可動堰の改築、管理用通路となる行徳橋の架け替えが完了し、旧行徳橋の撤去とあわせ堤防の整備が進められている。今後は老朽化が著しい江戸川水閘門の改築が予定されている。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
29	第2章 第1節 第1 水害の予防		<p>② 千葉県による河川整備</p> <p>ア 真間川水系</p> <p><u>真間川水系は、昭和 54 年度に国から「総合治水対策特定河川事業」の認可を受けるとともに、昭和 56 年・61 年・平成 5 年の大水害では、「河川激甚災害対策特別緊急事業」の指定を受け、千葉県が事業主体となり、河川の改修、分水路や調節池等の治水施設の整備が進められている。</u></p> <p><u>真間川については、昭和 34 年度より中小河川事業に着手したが、昭和 54 年度に総合治水対策特定河川の指定を受けたことから、本格的な時間雨量 50mm 対応の河川改修を進めてきた。平成 13 年度に全区間（約 8,500m）の改修が完了したが、現在は老朽化した護岸の補修工事を行っている。</u></p> <p><u>大柏川については、昭和 56 年度から河川改修に着手し、三次に及ぶ河川激甚災害対策特別緊急事業により、真間川との合流点から浜道橋までの区間（延長 2,885m）について河川改修を進め、平成 12 年度に完了した。浜道橋上流区間については、本市で施工中である。</u></p> <p><u>国分川については、本市への洪水負担を軽減させる</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
29 30	第2章 第1節 第1 水害の予防		<p>ため、上流部である松戸市和名ヶ谷から坂川に流下する国分川分水路（延長 3,362m）が平成 5 年度に完成した。また、河道改修としては、平成 3 年度に事業に着手し、真間川合流点から春木川分派点までの区間（約 2,500m）は、平成 13 年度に完了した。</p> <p>春木川については、平成 8 年度より河道改修に着手し、平成 30 年度末現在で延長 2,210m のうち 1,506m（68.1%）が改修済みである。</p> <p>派川大柏川については、平成 12 年度より事業に着手したものの平成 16 年度に休工となった。しかし、平成 25 年台風 26 号の被害を受け、真間川水系全体の整備進捗状況や派川大柏川流域の最近の浸水被害状況等を踏まえ、平成 29 年 1 月に事業再開（用地買収）を決定した。平成 30 年度末現在 38.1% を取得済みである。</p> <p>一方、調節池についてであるが、昭和 54 年から用地取得を進めてきた大柏川第一調節池（約 16ha）は、平成 17 年度に掘削工事を完了し、254,000 m³ の貯水が可能である。</p> <p>また、国分川及び春木川の洪水の軽減を目的として、平成 6 年度から事業に着手した国分川調節池</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
30	第2章 第1節 第1 水害の予防		<p><u>(約24ha)は、貯留量303,000m³の池として平成26年度に完成した。</u></p> <p><u>さらに、市川市・鎌ヶ谷市・船橋市にまたがる大柏川上流部に位置する大柏川第二調節池(約19ha)については、平成18年度より用地買収に着手し、平成30年度末現在で90.6%を取得済みであり、用地のまとまった箇所から順次掘削工事が進められている。</u></p> <p><u>イ 旧江戸川</u></p> <p><u>旧江戸川は、約9,250mの一級河川であり、低地対策河川事業として河口部より整備が進められている。本市域区間4,990mにおいては、都市の一部と本行徳地先、広尾地先の緊急用船着場の機能を有する護岸整備が完了している。今後も千葉県において未整備区間においても整備が進められる予定である。</u></p> <p><u>ウ 高谷川</u></p> <p><u>高谷川は、指定区間約3,820mの一級河川であるが、水門及び高谷川排水機場を改修し、排水能力7.4m³/sから12m³/sに増強した。今後は、千葉県において湛水域となっている下流1,100m区間の河床</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
30	第2章 第1節 第1 水害の予防	<p><u>条例)に基づき、建築物の新築・増築時における雨水排水計画書の届出を徹底させ、雨水浸透施設の普及を図る。</u></p> <p><u>また、市川市雨水貯留浸透施設設置助成制度を維持し、住宅における雨水貯留施設（浸透枳・浸透トレンチ）の設置に対する助成を継続して行う。</u></p> <p><u>イ 千葉県による治水施設の整備</u></p> <p><u>千葉県が昭和54年から用地取得を進めてきた大柏川第一調節池は、平成17年度に掘削工事を完了し、254,000 m³の貯水が可能である。</u></p> <p><u>また、真間川流域総合治水対策の一環として、平成6年度から平成25年度にかけて、国分川及び春木川の洪水の軽減を目的として整備が行われた国分川調節池は、303,000 m³の貯水が可能である。</u></p>	<p><u>る排水機場・ポンプ場は現在 22 機あり、仮設ポンプ・水中ポンプ等を市内低地地域 81 箇所に設置し、内水排除に努めている。</u></p> <p><u>② 公共下水道</u></p> <p><u>雨水排水の抜本対策である公共下水道（雨水）事業を進めるとともに、公共下水道（雨水）の整備が当分見込まれない地区では、河川整備計画と整合を図った市川市雨水排水基本計画に基づき、幹線排水路や排水施設等の整備を図る。</u></p> <p><u>公共下水道（雨水）については、真間・菅野・市川南・中山などの排水区で計約 859ha を整備し、汚水事業にあわせて整備区域を拡大するとともに、平成24年度より外環道路事業に合わせて、市川南排水区及び高谷・田尻排水区でポンプ場や雨水管渠の整備を行っており、平成31年度末時点での整備率は約33.5%である。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
31	同上		<p><u>(3) 流域対策</u></p> <p><u>市街化によって失われた流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保を図るため、雨水貯留・浸透施設の設置について、市民との協働により進めている。</u></p> <p><u>① 本市による流域対策</u></p> <p><u>本市では、幹線排水路沿いに調整池を整備（12箇所、160,000m³）するとともに、学校や公園等の公共施設に雨水貯留施設を整備（30箇所、20,000m³）することで、河川への雨水流出抑制を行っている。</u></p> <p><u>② 市民による流域対策</u></p> <p><u>市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例に基づき、雨水調整施設の設置指導を継続する。また、市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（市民あま水条例）に基づき、建築物の新築・増築時における雨水排水計画書の届出を徹底させ、雨水浸透施設の普及を図っている。</u></p> <p><u>今後も、市川市雨水貯留浸透施設設置助成制度を維持し、住宅における雨水貯留施設（浸透枡・浸透トレンチ）の設置に対する助成を継続することで、市民との協働による流域対策を促進していく。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
31	第2章 第1節 第1 水害の予防	3 水害に対する情報提供及び知識の普及・啓発 (略) (2) <u>洪水</u> ハザードマップの公表 また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した <u>洪水</u> ハザードマップを作成・配布するとともに、広報紙、本市公式 Web サイト等により地域住民へ周知を行う。	3 水害に対する情報提供及び知識の普及・啓発 (略) (2) <u>水害</u> ハザードマップの公表 また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した <u>水害</u> ハザードマップを作成・配布するとともに、広報紙、本市公式 Web サイト等により地域住民へ周知を行う。
31	第2章 第1節 第1 水害の予防	4 水防法に基づく避難体制の整備 (略) (1) 浸水想定区域内の地下街及び要配慮者__ 施設等への対応	4 水防法に基づく避難体制の整備 (略) (1) 浸水想定区域内の地下街及び要配慮者 <u>利用</u> 施設等への対応
32	同上	(3) 要配慮者__施設での避難確保計画の作成等 水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者__施設の管理者は、避難確保計画及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、 <u>洪水</u> ハザードマップをもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。	(3) 要配慮者 <u>利用</u> 施設での避難確保計画の作成等 水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者 <u>利用</u> 施設の管理者は、避難確保計画及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、 <u>水害</u> ハザードマップをもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
32	第2章 第1節 第1 水害の予防	5 _____ 水防用資器材の整備 (略) _____	5 <u>水防倉庫及び水防用資器材の整備</u> (略) <u>水防倉庫の設置状況及び水防資器材備蓄状況は資料編に示すとおりである。</u>
同上	同上	_____ _____ _____	7 <u>輸送の確保</u> <u>非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況 w 推定し、輸送経路を作成して千葉県葛南土木事務所長に提出しておくものとする。輸送経路図については資料編に示すとおりである。</u>
33	第2章 第1節 第2 土砂災害の予防	2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 (略) 平成 29 年度末現在、本市域では「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別区域」の指定を受けていないが、(略)。	2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 (略) 令和元年度末現在、本市域では「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別区域」の指定を受けていないが、(略)。
35	第2章 第1節 第4 高潮災害の予防	3 高潮警報等の情報伝達に関する対策 (災害対応事務局、_____)	3 高潮警報等の情報伝達に関する対策 (災害対応事務局、 <u>広報班</u>)

ページ	修正箇所	現行	修正後
35	第2章 第1節 第4 高潮災害の予防	4 高潮に対する情報提供及び知識の普及・啓発 (略) また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した洪水ハザードマップを作成・配布するとともに、広報紙、本市公式 Web サイト等により地域住民への周知を行う。	4 高潮に対する情報提供及び知識の普及・啓発 (略) また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した水害ハザードマップを作成・配布するとともに、広報紙、本市公式 Web サイト等により地域住民への周知を行う。
36	第2章 第1節 第5 防災拠点施設・空間の整備	1 避難施設の選定・整備_____ (略) 2 本庁舎の安全安心拠点化（災害対応事務局、_____）	1 避難施設の選定・整備（ <u>災害対応事務局、関係本部</u> ） (略) 2 本庁舎の安全安心拠点化（ <u>災害対応事務局、関係本部</u> ）

ページ	修正箇所	現行	修正後
40	第2章 第2節 第2 協力体制の整備	1 関係機関との協力体制の整備（略） <hr/>	1 関係機関との協力体制の整備（略） <u>(3) 千葉県情報連絡員との協力体制の整備</u> <u>災害発生時には、被害状況や災害対応、人的・物的</u> <u>ニーズ等の情報収集を行うため、千葉県より情報連絡</u> <u>員が派遣される。そのため、日ごろから情報連絡員の役</u> <u>割について理解の共有化を図るなど、千葉県との情報</u> <u>共有や連携の強化を図る。</u>
41	同上	4 ボランティアとの協力体制の整備（ <u>災害対応事務局</u> ） (2) 市内ボランティア団体との連携 平成31年4月1日現在、市内に <u>360</u> のボランティア 団体が把握されており、そのうち <u>96</u> 団体は、社会福 祉法人市川社会福祉協議会のボランティアセンターに 登録されている。	4 ボランティアとの協力体制の整備（ <u>システム・受援</u> <u>班</u> ） (2) 市内ボランティア団体との連携 令和2年4月1日現在、市内に <u>368</u> のボランティア 団体が把握されており、そのうち <u>94</u> 団体は、社会福祉 法人市川社会福祉協議会のボランティアセンターに登 録されている。
42	第2章 第2節 第3 情報連絡・伝達体制の 整備	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化（ <u>災害対応事</u> <u>務局、広報・業務継続班、システム・調整班</u> ）	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化（ <u>災害対応事</u> <u>務局、広報班、システム・受援班</u> ）

ページ	修正箇所	現行	修正後
42	第2章 第2節 第3 情報連絡・伝達体制の 整備	2 通信施設等の確保（災害対応事務局、 <u>広報・業 務継続班</u> ）	2 通信施設等の確保（災害対応事務局、 <u>広報班、 システム・受援班</u> ）
43	第2章 第2節 第4 消防・救助体制の整備	3 消防用資器材等の増強・配置（略） 震災時に想定されている大規模火災等に対応するた め、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等 にも利用できるよう、国の「第5次地震防災緊急事業 五箇年計画（平成28～ <u>32</u> 年度）」により、消防用 資器材等の増強・配置を推進する。	3 消防用資器材等の増強・配置（略） 震災時に想定されている大規模火災等に対応するた め、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等 にも利用できるよう、国の「第5次地震防災緊急事業 五箇年計画（平成28～ <u>令和2</u> 年度）」により、消 防用資器材等の増強・配置を推進する。
44	第2章 第2節 第5 応急医療体制の整備	一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川 市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会及 び市川浦安接骨師会との協定に基づいて、医療救護 所の開設及びその運営体制を定めている。	一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川 市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会及び <u>公益社団法人千葉県柔道整復師会市川・浦安支部</u> との協定に基づいて、医療救護所の開設及びその運営 体制を定めている。
同上	同上	1 応急医療体制の整備（医療本部、消防本部） （6）広域災害 <u>_____医療情報ネットワーク</u> の整備	1 応急医療体制の整備（医療本部、消防本部） （6）広域災害 <u>救急医療情報システム（EMIS）</u> の 整備

ページ	修正箇所	現行	修正後
44	第2章 第2節 第5 応急医療体制の整備	<p>2 医薬品・応急用医療資器材等の確保（災害対応事務局、_____）</p> <p>災害時の応急医療活動に必要な資器材等を確保していくため、<u>医療救護所の資器材の備蓄が完了している。</u></p> <p><u>また、一般社団法人市川医師会等との協議に基づいて、各医療救護所用の医薬品のびちくを進めている。</u></p> <p>なお、千葉縣市川健康福祉センターには「災害用備蓄医薬品（500人分）」「災害用備蓄衛生材料」を備蓄してあるので、その活用を図る。</p> <p>今後はさらに、確実な応急医療体制の整備に向けて、以下の対策を図る。</p> <p>（1）<u>備蓄医薬品__の管理体制の整備（医薬品__の入替え等）</u></p> <p>（2）<u>医療用水源の確保</u></p>	<p>2 医薬品・応急用医療資器材等の確保（災害対応事務局、<u>医療本部</u>）</p> <p>災害時の応急医療活動に必要な資器材等を確保していくため、<u>一般社団法人市川市医師会等との協議に基づいて、医療救護所の資器材及び医薬品の備蓄が完了している。</u></p> <p>なお、千葉縣市川健康福祉センターには「災害用備蓄医薬品（500人分）」「災害用備蓄衛生材料」を備蓄してあるので、その活用を図る。</p> <p>今後はさらに、確実な応急医療体制の整備に向けて、以下の対策を図る。</p> <p>（1）<u>備蓄医薬品等の管理体制の整備（医薬品、衛生材料の入替え等）</u></p> <p>（2）<u>医療用水__の確保</u></p>
同上	同上	<p>3 市川市災害医療コーディネーターの配置（略）</p> <p>災害時の応急医療活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、応急医療活動の総合調整役として市川市災害医療コーディネーターを_____配置する。</p> <p>（略）</p>	<p>3 市川市災害医療コーディネーターの配置（略）</p> <p>災害時の応急医療活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、応急医療活動の総合調整役として市川市災害医療コーディネーターを<u>必要に応じて</u>配置する。</p> <p>（略）</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
45	第2章 第2節 第6 避難体制の整備	1 風水害時における <u>避難行動の検討</u>	1 風水害時における <u>避難の基本的な考え方</u>
46	同上	2 応急避難体制の整備（略） (4) <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の伝達方法の 充実	2 応急避難体制の整備（略） (4) <u>避難勧告等</u> の伝達方法の充実
同上	同上	3 避難所の開設及び運営体制の整備（略） <u>なお、夜間に避難勧告等を発令する可能性が高い場 合、避難者が安全に避難するため、大雨になる前に自 主避難所を開設して、避難者を受け入れる体制を整 備する。</u> (1) 避難所の開設・運営・閉鎖に関する方針の明 確化 (略)	3 避難所の開設及び運営体制の整備（略） <u>(1) 自主避難所の開設</u> <u>台風の接近等により、夜間に避難勧告等を発令する 可能性が高い場合、避難者が安全に避難するため、 大雨になる前に自主避難所を開設し、自主的に避難 する市民を受け入れられるよう体制を整備する。</u> (2) 避難所の開設・運営・閉鎖に関する方針の明 確化 (略) <u>また、BJ☆project による活動で得られた知見等に基 づき、避難所運営における女性への配慮についても検 討する。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
46	第2章 第2節 第6 避難体制の整備	(2) 要配慮者対策 (略) (3) ペット対策 (略)	(3) 要配慮者対策 (略) (4) ペット対策 (略)
同上	同上	4 ペット対策の整備 (略) (1) 飼い主責任の原則 「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ <u>ゲージ</u> ・ペットフード等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。	4 ペット対策の整備 (略) (1) 飼い主責任の原則 「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ <u>ケージ</u> ・ペットフード等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。
47	同上	5 広域避難体制の検討 (略) 江戸川の破堤等の大規模水害時は、 <u> </u> 浸水区域外の避難所等が不足することが想定されることから、災害時相互応援協定等に基づき、市民の本市域外への広域避難を円滑に行えるよう体制整備に努める。	5 広域避難体制の検討 (略) 江戸川の破堤等の大規模水害時は、 <u>市域における浸水区域外の避難所等</u> が不足することが想定されることから、災害時相互応援協定等に基づき、市民の本市域外への広域避難を円滑に行えるよう体制整備に努める。

ページ	修正箇所	現行	修正後
52 53	第2章 第2節 第8 帰宅困難者・滞留者対策の整備	<p>1 帰宅困難者・滞留者対策</p> <p>(1) 情報収集・提供体制の構築（千葉県、災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(2) 帰宅困難者支援施設の確保（千葉県、災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実にに向けた取り組み（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>（略）</p>	<p>1 帰宅困難者・滞留者対策</p> <p>(1) 情報収集・提供体制の構築（千葉県、災害対応事務局、<u>広報班、帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(2) 帰宅困難者支援施設の確保（千葉県、災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実にに向けた取り組み（災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>（略）</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
52	第2章 第2節 第8 帰宅困難者・滞留者対策の整備	<p>2 市民、事業者、学校等への啓発</p> <p>(1) 一斉帰宅の抑制（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安否確認に関する啓発（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 事業者・学校等に対する啓発（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 帰宅困難者の備え（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>2 市民、事業者、学校等への啓発</p> <p>(1) 一斉帰宅の抑制（災害対応事務局、<u>広報班、帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安否確認に関する啓発（災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班、学校教育班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 事業者・学校等に対する啓発（災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班、学校教育班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 帰宅困難者の備え（災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>(略)</p>
55	第2章 第2節 第9 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備	<p>2 食糧の確保（略）</p> <p>(3) 市民等への食糧備蓄の呼び掛け _____、平常時から、各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め3日以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄するよう<u>パンフレット</u>等での啓発を行う。</p>	<p>2 食糧の確保（略）</p> <p>(3) 市民等への食糧備蓄の呼び掛け <u>停電や断水等の長期ライフライン途絶に備え</u>、平常時から、各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め3日以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄する等、各家庭での自助に対する<u>取り組みについてパンフレット</u>等での啓発を行う。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
55	第2章 第2節 第9 生活関連物資等の確保 及び調達体制の整備	6 災害対応を行う職員等の食糧の確保 (_____、被災生活支援本部、各施設管理者)	6 災害対応を行う職員等の食糧の確保 (<u>予算・調査班</u> 、被災生活支援本部、各施設管理者)
57	第2章 第3節 第1 防災知識の普及	2 普及の内容 表中の「自らの身を守る」 (略) _____ _____	2 普及の内容 表中の「自らの身を守る」 (略) <u>・防災学習</u> <u>・帰宅困難者の心得</u>
58	第2章 第3節 第2 市民・事業者の防災力 強化	市民・事業者等が震災時に <u>自分の身は自分で守る</u> (自助)、自分たちの地域は自分たちで守る(共 助)という意識をもって、初期消火、救出、被災生活 や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体 制づくりや平常時からの防災活動の支援等を行う。	市民・事業者等が震災時に <u>自らの命は自らが守る</u> (自助)、自分たちの地域は自分たちで守る(共 助)という意識をもって、初期消火、救出、被災生活 や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体制 づくりや平常時からの防災活動の支援等を行う。
同上	同上	(4) 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者 _____ 施設への支援	(4) 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者 <u>利用</u> 施設への支援

ページ	修正箇所	現行	修正後
59	第2章 第3節 第2 市民・事業者の防災力 強化	4 地域____防災リーダーの育成（略） 平時における地域での防災に関する啓発活動や、災 害時における地域での対応活動を推進するため、女性 を含めた地域____防災リーダーの育成に努める。	4 地域における防災リーダーの育成（略） 平時における地域での防災に関する啓発活動や、災 害時における地域での対応活動を推進するため、女性 を含めた地域における防災リーダーの育成に努める。
65	第3章 第1節 第1 災害対策本部設置前の 体制（水防組織）	<基本方針> 本市は、水防法（昭和24年法律第193号）及 び千葉県水防計画に基づく指定水防管理団体である ことから、風水害等に対しては、市川市水防計画の定 めるところにおいて必要な活動体制をとるとともに、水防活 動を実施する。	<基本方針> 本市は、水防法（昭和24年法律第193号）及び 千葉県水防計画に基づく指定水防管理団体であるこ とから、 <u>法にいう水防団は置かないこととし、消防機関 （消防局、消防団）が主体となり水防作業にあたる （水防法第5条、消防組織法第1条）。</u>
同上	同上	(1) 災害対応体制協議会 災害対策本部体制発令までの水防に関する方針決 定機関として、水防関係部署等の町を構成員とする 災害対応体制協議会を設置する。	(1) 災害____体制協議会 災害対策本部体制発令までの水防に関する方針決 定機関として、水防関係部署等の町を構成員とする 災害____体制協議会を設置する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
66	第3章 第1節 第1 災害対策本部設置前の 体制（水防組織）	(1) 編成 危機管理監のもと、災害対応事務局（ <u>広報・業務 継続班、システム・調整班を含む。</u> ）、消防本部、被 災市街地対応本部より編成する。 (略)	(1) 編成 危機管理監のもと、災害対応事務局、 <u>広報班、シス テム・受援班</u> 、消防本部、被災市街地対応本部より 編成する。 (略)
同上	同上	(2) 発令権者 災害対応体制協議会で協議し、危機管理監が発 令する。 ただし、災害対応体制協議会を開催する時間的余 裕がない場合又は夜間・休日等の閉庁間は、危機管 理監が危機管理室長と協議し発令する。	(2) 発令権者 災害___体制協議会で協議し、危機管理監が発 令する。 ただし、災害___体制協議会を開催する時間的余 裕がない場合又は夜間・休日等の閉庁間は、危機管 理監が危機管理室長と協議し発令する。
同上	同上	(3) 災害対応体制協議会の開催基準 (略)	(3) 災害___体制協議会の開催基準 (略)

ページ	修正箇所	現行	修正後
66	第3章 第1節 第1 災害対策本部設置前の 体制（水防組織）	<hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(4) 各対応本部の組織構成</u> <u>各対応本部・拠点組織の責任者及び代理は次のとおり。</u> <u>本市の第1 配備体制の活動概要と参集対象職員表「配備体制」</u> <u>第1 配備体制（警戒本部体制）</u> <u>「対応の概要」</u> ○<u>気象情報の収集及び提供</u> ○<u>SNSによる情報提供</u> ○<u>土のう配布（土のうステーション含む）</u> ○<u>パトロール</u> ○<u>避難所開設・運営支援 等</u> <u>「参集対象職員」</u> ○<u>災害対応事務局</u> ○<u>広報班</u> ○<u>システム・受援班</u> ○<u>被災市街地対応本部</u> ○<u>消防本部（通常体制）</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
67	第3章 第1節 第1 災害対策本部設置前の 体制（水防組織）	<p>3 第2 配備体制_____</p> <p>小規模な道路冠水や家屋への浸水等の被害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局（<u>広報・業務継続班</u>、システム・調整班、_____、<u>予算・調査班</u>、_____、<u>渉外班</u>、<u>学校教育班</u>を含む。）、<u>消防本部</u>、<u>被災生活支援本部</u>（<u>災害班</u>、<u>小学校区防災拠点</u>を含む。）、<u>被災市街地対応本部</u>_____を設置する。</p> <p>被害が拡大するおそれがある場合又は拡大した場合、災害対応体制協議会の協議に基づき、災害対策本部体制へ移行する。</p>	<p>3 第2 配備体制（<u>緊急活動本部体制</u>）</p> <p>小規模な道路冠水や家屋への浸水等の被害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局、<u>広報班</u>、<u>システム・受援班</u>、<u>業務継続班</u>、<u>予算・調査班</u>、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>、<u>渉外班</u>、<u>学校教育班</u>、<u>消防本部</u>、<u>被災生活支援本部</u>（<u>災害班</u>、<u>小学校区防災拠点</u>を含む。）、<u>被災市街地対応本部</u>、<u>医療本部</u>（<u>保健・福祉活動チーム</u>）を設置する。</p> <p>被害が拡大するおそれがある場合又は拡大した場合、災害_____体制協議会の協議に基づき、災害対策本部体制へ移行する。</p>
同上	同上	<p>(1) 編成</p> <p>危機管理監のもと、災害対応事務局（<u>広報・業務継続班</u>、システム・調整班、_____、<u>予算・調査班</u>、_____、<u>渉外班</u>、<u>学校教育班</u>を含む。）、<u>消防本部</u>、<u>被災生活支援本部</u>（<u>災害班</u>、<u>小学校区防災拠点</u>を含む。）、<u>被災市街地対応本部</u>より編成する。</p> <p>状況に応じて、危機管理監の指示により、_____ <u>応援職員</u>をもって増強する。</p>	<p>(1) 編成</p> <p>危機管理監のもと、災害対応事務局、<u>広報班</u>、<u>システム・受援班</u>、<u>業務継続班</u>、<u>予算・調査班</u>、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>、<u>渉外班</u>、<u>学校教育班</u>、<u>消防本部</u>、<u>被災生活支援本部</u>（<u>災害班</u>、<u>小学校区防災拠点</u>を含む。）、<u>被災市街地対応本部</u>より編成する。</p> <p>状況に応じて、危機管理監の指示により、<u>被災生活支援本部</u>内の班から<u>応援職員</u>をもって増強する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
67	第3章 第1節 第1 災害対策本部設置前の 体制（水防組織）	_____ _____ (略)	さらに、必要な場合は医療本部や行徳本部より、人員 を補充する。 (略)
68	同上	(2) 発令権者 災害対応体制協議会で協議し、危機管理監が発 令する。 ただし、災害対応体制協議会を開催する時間的余 裕がない場合又は夜間・休日等の閉庁間は、危機管 理監が危機管理室長と協議し発令する。	(2) 発令権者 災害____体制協議会で協議し、危機管理監が発 令する。 ただし、災害____体制協議会を開催する時間的余 裕がない場合又は夜間・休日等の閉庁間は、危機管 理監が危機管理室長と協議し発令する。
同上	同上	(3) 災害対応体制協議会の開催基準 (略)	(3) 災害____体制協議会の開催基準 (略)

ページ	修正箇所	現行	修正後
68	第3章 第1節 第1 災害対策本部設置前の 体制（水防組織）	<hr/> <hr/> <hr/>	<p>(4) <u>各対応本部の組織構成</u> <u>各対応本部・拠点組織の責任者及び代理は次のとおり。</u> <u>本市の第2 配備体制の活動概要と参集対象職員表「配備体制」</u> <u>第2 配備体制（緊急活動本部体制）</u> <u>「対応の概要」</u> ○<u>気象情報の収集及び提供</u> ○<u>SNSによる情報提供</u> ○<u>議会对応</u> ○<u>土のう配布</u> ○<u>パトロール等</u> ※<u>状況により</u> ○<u>本部・小学校区防災拠点の開設準備・一部開設</u> ○<u>被害発生時是对应関連職員の動員と対応</u> ○<u>小・中学校避難所の開設準備・一部開設</u> ○<u>自主避難所の開設・運営</u> ○<u>保健・福祉活動チームの派遣</u> <u>「参集対象職員」</u> ○<u>災害対応事務局</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
72	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設置	表中の「本部員」 _____ 企画部長 (略) _____ 福祉部長 (略)	表中の「本部員」 <u>広報室長</u> 企画部長 (略) <u>観光部長</u> 福祉部長 (略)
73	同上	表中の「本部会議」の「責任者」 ①市長 ②副市長 ③副市長 <u>④教育長</u> <u>⑤危機管理監</u>	表中の「本部会議」の「責任者」 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④危機管理監 _____
同上	同上	表中の「災害対応事務局」の「担当部局」 ●危機管理課 ○地域防災課 <u>○秘書課</u> <u>○ボランティア・NPO 課</u>	表中の「災害対応事務局」の「担当部局」 ●危機管理課 ○地域防災課 _____ _____

ページ	修正箇所	現行	修正後
73	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設置	<p>表中の「災害対応事務局」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対応事務局の庶務に関すること（略） ➤ 避難勧告等の発令準備に関すること ➤ <u>ボランティアの受入れに関すること</u> ➤ <u>応援・受援に関すること</u> 	<p>表中の「災害対応事務局」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対応事務局の庶務に関すること（略） ➤ 避難勧告等の発令準備に関すること _____ _____ ➤ <u>千葉県や自衛隊等との連絡・調整に関すること</u>
74	同上	<p>表中の「被災生活支援本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災生活支援本部の庶務に関すること（略） ➤ 応急仮設住宅の入居斡旋に関すること ➤ <u>帰宅困難者の支援に関すること</u> ➤ ペット対策に関すること 	<p>表中の「被災生活支援本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災生活支援本部の庶務に関すること（略） ➤ 応急仮設住宅の入居斡旋に関すること _____ ➤ ペット対策に関すること

ページ	修正箇所	現行	修正後
74	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設置	<p>表中の「被災市街地対応本部」の「責任者」</p> <p>①街づくり部長 ②道路交通部長 ③水と緑の部長</p> <hr/>	<p>表中の「被災市街地対応本部」の「責任者」</p> <p>①街づくり部長 ②道路交通部長 ③水と緑の部長 ④環境部長</p>
同上	同上	<p>表中の「被災市街地対応本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <p>➤被災市街地対応本部の庶務に関すること （略）</p> <p>➤応急危険度判定本部の開設・運営に関すること</p> <hr/> <p>➤土砂災害への対応に関すること （略）</p> <p>➤清掃に関すること</p> <hr/> <p>※り災証明書発行のための住家認定調査の計画・実施への協力</p>	<p>表中の「被災市街地対応本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <p>➤被災市街地対応本部の庶務に関すること （略）</p> <p>➤応急危険度判定本部の開設・運営に関すること</p> <p>➤<u>崖や河川、海岸等の巡視・監視及び避難に係る意見具申に関すること</u></p> <p>➤土砂災害への対応に関すること （略）</p> <p>➤清掃に関すること</p> <p>➤<u>災害廃棄物処理に関すること</u></p> <p>※り災証明書発行のための住家認定調査の計画・実施への協力</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
75	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設置	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>広報・業務継続班</u>	表中の「 <u>広報班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>広報班</u>
同上	同上	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「責任者」 ① <u>企画部長</u> ② <u>企画部次長</u> ③ <u>広報広聴課長</u>	表中の「 <u>広報班</u> 」の「責任者」 ① <u>広報室長</u> ② <u>広報室次長</u> ③ <u>広報広聴課長</u>
同上	同上	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「担当部局」 ● <u>広報広聴課</u> ○ <u>行政経営課</u> ○ <u>情報政策課</u>	表中の「 <u>広報班</u> 」の「担当部局」 ● <u>広報広聴課</u> ○ <u>新庁舎プロモーション担当室</u> ○ <u>秘書課</u> ○ <u>Web 管理課</u>
同上	同上	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____ ➢ <u>記者発表、取材対応、報道機関への広報依頼に関すること</u> (略) _____ ➢ <u>広報車・広報紙等による市民への広報に関すること</u>	表中の「 <u>広報班</u> 」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____ ➢ <u>本部長等のスケジュール管理に関すること</u> ➢ <u>記者発表、取材対応、報道機関への広報依頼に関すること</u> (略) _____ ➢ <u>SNS の配信に関すること</u> ➢ <u>広報車・広報紙等による市民への広報に関すること</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
75	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設置	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>システム・調整班</u>	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>システム・受援班</u>
同上	同上	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「責任者」 ①情報政策部長 ② <u>情報政策部次長</u> ③ <u>情報政策課長</u>	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「責任者」 ①情報政策部長 ② <u>情報政策部理事</u> ③ <u>情報政策部次長</u>
同上	同上	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「担当部局」 ●情報政策部 _____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「担当部局」 ●情報政策部 ○ <u>ボランティア・NPO 課</u>
同上	同上	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「基本的な役割・業務 (所掌事務)」 ➤ <u>応急対策活動に係る情報システムの維持管理に係 ること</u> (略) _____ ➤ <u>災害対応事務局との総合調整・支援に関すること</u> _____ _____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「基本的な役割・業務 (所掌事務)」 ➤ <u>応急対策活動に係る情報システムの維持管理に係 ること</u> (略) ➤ <u>市民ニーズの分析に関すること</u> ➤ <u>災害対応事務局との総合調整・支援に関すること</u> ➤ <u>ボランティアの受入れに関すること</u> ➤ <u>応援・受援に関すること</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
75	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設置	表中の「本部直轄班」の「本部・拠点名」 _____	表中の「本部直轄班」の「本部・拠点名」 <u>業務継続班</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「責任者」 _____ _____ _____	表中の「本部直轄班」の「責任者」 <u>①企画部長</u> <u>②企画部次長</u> <u>③行政経営課長</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「担当部局」 _____	表中の「本部直轄班」の「担当部局」 <u>●行政経営課</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____	表中の「本部直轄班」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 <u>➤業務継続に関すること</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「本部・拠点名」 _____	表中の「本部直轄班」の「本部・拠点名」 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「責任者」 _____ _____ _____	表中の「本部直轄班」の「責任者」 <u>①観光部長</u> <u>②観光部次長</u> <u>③観光政策課長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
75	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設置	表中の「本部直轄班」の「担当部局」 _____ _____	表中の「本部直轄班」の「担当部局」 ● <u>観光部</u> ○ <u>国際政策課</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____ _____	表中の「本部直轄班」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 ➤ <u>帰宅困難者の支援に関すること</u> ➤ <u>外国人の支援に関すること</u>
76	同上	表中の「災害1班」の「担当部局」 ● <u>文化振興課</u> _____ ○スポーツ課 ○東山魁夷記念館 ○市川駅行政サービスセンター	表中の「災害1班」の「担当部局」 ● <u>文化芸術課</u> ○ <u>文化施設課</u> ○東山魁夷記念館 ○スポーツ課 ○市川駅行政サービスセンター
同上	同上	表中の「災害4班」の「担当部局」 ● <u>子育て支援課</u> ○こども福祉課 _____ ○こども施設入園課	表中の「災害4班」の「担当部局」 ● <u>こども家庭支援課</u> ○こども福祉課 ○ <u>こども施設計画課</u> ○こども施設入園課

ページ	修正箇所	現行	修正後
76	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設置	表中の「災害5班」の「担当部局」 ● <u>観光プロモーション課</u> ○農業振興課 ○中央図書館	表中の「災害5班」の「担当部局」 ● <u>経済政策課</u> ○ <u>商工業振興課</u> ○農業振興課 ○中央図書館
79	第3章 第1節 第3 職員の参集・配備	表中の「第1 配備体制」の「配備基準」 原則、 <u>災害対応体制協議会</u> で協議し、危機管理監 が発令 ○ <u>災害対応体制協議会</u> の開催基準	表中の「第1 配備体制」の「配備基準」 原則、災害___体制協議会で協議し、危機管理監 が発令 ○災害___体制協議会の開催基準
同上	同上	表中の「第1 配備体制」の「編成」 ○ <u>広報・業務継続班</u> ○ <u>システム・調整班</u> ○消防本部_____	表中の「第1 配備体制」の「編成」 ○ <u>広報_____班</u> ○ <u>システム・受援班</u> ○消防本部 (<u>通常体制</u>)
同上	同上	表中の「第2 配備体制」の「配備基準」 原則、 <u>災害対応体制協議会</u> で協議し、危機管理監 が発令 (略) ・ <u>水防第1 配備体制</u> 中に小規模な道路冠水や家屋 の浸水被害が発生した場合	表中の「第2 配備体制」の「配備基準」 原則、災害___体制協議会で協議し、危機管理監 が発令 (略) ・___第1 配備体制中に小規模な道路冠水や家屋 の浸水被害が発生した場合

ページ	修正箇所	現行	修正後
79	第3章 第1節 第3 職員の参集・配備	表中の「第2 配備体制」の「編成」 ○広報・ <u>業務継続班</u> ○システム・ <u>調整班</u> _____ ○予算・調査班 _____ ○渉外班 (略)	表中の「第2 配備体制」の「編成」 ○広報 _____ 班 ○システム・ <u>受援班</u> ○ <u>業務継続班</u> ○予算・調査班 ○ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ○渉外班 (略)
同上	同上	表中の「災害対策本部体制」の「編成」 水防本部体制に加え ○本部会議の <u>構成職員</u> ○ <u>避難場所等施設の管理は</u> ○ <u>参集済み部署の職員の増員</u>	表中の「災害対策本部体制」の「編成」 <u>全職員</u>
82	第3章 第1節 第4 応援・協力の要請	<体制> 災害対応事務局 ○国・県、協定事業者等への応援要請 ○災害派遣部隊の受入調整 ○ <u>ボランティアセンターとの連携</u> _____ _____	<体制> 災害対応事務局 ○国・県、協定事業者等への応援要請 ○災害派遣部隊の受入調整 _____ <u>システム・受援班</u> ○ <u>ボランティアセンターとの連携</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
83	第3章 第1節 第4 応援・協力の要請	<p>5 ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、<u>災害対応事務局</u>）</p> <p>（1）（略）なお、市川市災害ボランティアセンターが開設されるまでは、<u>災害対応事務局</u>が災害ボランティア窓口を設置し、受付を行う。市川市災害ボランティアセンターの設立後、<u>災害対応事務局</u>は、対応職員を派遣し、活動を支援する。</p>	<p>5 ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、<u>システム・受援班</u>）</p> <p>（1）（略）なお、市川市災害ボランティアセンターが開設されるまでは、<u>システム・受援班</u>が災害ボランティア窓口を設置し、受付を行う。市川市災害ボランティアセンターの設立後、<u>システム・受援班</u>は、対応職員を派遣し、活動を支援する。</p>
同上	同上	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>8 水防活動に関する応援要請（略）</u></p> <p><u>（1）応援要請</u></p> <p><u>市長は、水防作業において緊急の必要があるときは、県及び他の水防管理者に対し応援を求めるものとする。</u></p> <p><u>（2）居住者の水防義務</u></p> <p><u>水防法第24条に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、市長、消防局長及び消防署長は、その区域内の居住者又は現場にいる者をして作業に従事させることができる。</u></p> <p><u>（3）警察官の援助</u></p> <p><u>水防法第22条水防のため必要があると認めるときは、市長は現場の秩序あるいは保全維持のため、</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
84	第3章 第1節 第4 応援・協力の要請		<p>警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。</p> <p><u>(4) 河川管理者の協力</u></p> <p>河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。</p> <p><u>ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（江戸川及び真間川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）を提供する。</u></p> <p><u>イ 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）を提示する。</u></p> <p><u>ウ 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、関係者及び一般へ周知する。</u></p> <p><u>エ 重要水防箇所の合同点検を実施する。</u></p> <p><u>オ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会に参加する。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
84	第3章 第1節 第4 応援・協力の要請		<p>カ <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供する。</u></p> <p>キ <u>水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員を派遣する。</u></p> <p><u>(5) 下水道管理者の協力</u></p> <p><u>下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</u></p> <p>ア <u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会に参加する。</u></p> <p>イ <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供する。</u></p> <p>ウ <u>水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員を派遣する。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
86	第3章 第1節 第5 災害救助法の適用手続	5 災害救助法の適用手続 (1) 本市による適用手続 ア 被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨（千葉県_____本部事務局）に報告する。	5 災害救助法の適用手続 (1) 本市による適用手続 ア 被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨（千葉県 <u>災害対策</u> 本部事務局）に報告する。
90	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝達	<体制> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>広報班</u>
92	同上	1 気象注意報・警報等の伝達（略） (1) 伝達系統 次の伝達系統図については、資料編のとおりとする。_____ _____ (略) (2) 伝達方法 ア 災害対応事務局は、_____注意報・警報等を受信した場合、内容に応じて関係各課及び関係機関に伝達するとともに、庁内 LAN、電子メール、電話、FAX、地域防災行政無線、その他の手段により、職員に周知する。 (略)	1 気象注意報・警報等の伝達（略） (1) 伝達系統 次の伝達系統図については、資料編のとおりとする。 <u>なお、令和2年3月31日現在、本市は千葉県より、水位周知海岸の指定を受けていない。</u> (略) (2) 伝達方法 ア 災害対応事務局は、 <u>気象庁等から</u> 注意報・警報等を受信した場合、内容に応じて関係各課及び関係機関に伝達するとともに、庁内 LAN、電子メール、電話、FAX、地域防災行政無線、その他の手段により、職員に周知する。 (略)

ページ	修正箇所	現行	修正後
93	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝達	4 水防警報の種類、内容及び発表基準 河川、高潮時、津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は、 <u>資料編</u> に示すとおりとする。	4 水防警報の種類、内容及び発表基準 河川、高潮時、津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は、 <u>巻末資料</u> に示すとおりとする。
同上	同上	5 観測通報（被災市街地対応本部、消防本部、災害対応事務局、システム・調整班） （2）雨量の把握 災害対応事務局及びシステム・調整班は、気象状況により相当の降雨があるものと認めたときには、千葉県葛南土木事務所及び国土交通省江戸川河川事務所と緊密な連絡をとるとともに、気象情報システムの雨量観測データ、気象業務会社の情報提供、千葉県・国がインターネットを通じて行う情報提供を活用し、雨量情報の把握に努めるものとする。 （略）	5 観測通報（被災市街地対応本部、消防本部、災害対応事務局、システム・受援班） （2）雨量の把握 災害対応事務局及びシステム・受援班は、気象状況により相当の降雨があるものと認めたときには、千葉県葛南土木事務所及び国土交通省江戸川河川事務所と緊密な連絡をとるとともに、気象情報システムの雨量観測データ、気象業務会社の情報提供、千葉県・国がインターネットを通じて行う情報提供を活用し、雨量情報の把握に努めるものとする。 （略）
94	同上	6 地下街及び要配慮者が利用する施設への情報伝達（略） <u>洪水ハザードマップ</u> における浸水想定区域内の地下街及び要配慮者が利用する施設については、（略）	6 地下街及び要配慮者 <u>利用</u> 施設への情報伝達（略） <u>水害ハザードマップ</u> における浸水想定区域内の地下街及び要配慮者 <u>利用</u> 施設については、（略）

ページ	修正箇所	現行	修正後
94	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝達	7 被災情報等の収集・伝達（災害対応事務局、システム調整班）	7 被災情報等の収集・伝達（災害対応事務局、システム支援班）
95	同上	9 本部会議及び千葉県への被災状況報告（災害対応事務局、_____） （3）千葉県への報告 （略）なお、一定規模以上の災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第1報について千葉県と併せて総務省消防庁に報告する。 _____ _____ （4）市民への被災情報の提供 広報・業務継続班は、報道機関等を通じて市民に被災情報を提供する。	9 本部会議及び千葉県への被災状況報告（災害対応事務局、広報班） （3）千葉県への報告 （略）なお、一定規模以上の災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第1報について千葉県と併せて総務省消防庁に報告する。 また、県より派遣される情報連絡員と被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報について情報共有を行う。 （4）市民への被災情報の提供 広報_____班は、報道機関等を通じて市民に被災情報を提供する。
97	第3章 第2節 第3 広報活動の実施	<体制> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>広報班</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
98	第3章 第2節 第3 広報活動の実施	<p>1 市民への広報（<u>広報・業務継続班</u>、被災生活支援本部、災害班、小学校区防災拠点）</p> <p>（1）<u>広報・業務継続班</u>は、市民に対し、地震に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。</p>	<p>1 市民への広報（<u>広報</u> _____ 班、被災生活支援本部災害班、小学校区防災拠点）</p> <p>（1）<u>広報</u> _____ 班は、市民に対し、地震に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。</p>
同上	同上	<p>（2）災害班及び小学校区拠点では、市民の被災生活等に関する地区情報を収集・整理し、<u>広報・業務継続班</u>と連携して、各地区で広報活動を実施する。</p>	<p>（2）災害班及び小学校区拠点では、市民の被災生活等に関する地区情報を収集・整理し、<u>広報班</u>と連携して、各地区で広報活動を実施する。</p>
同上	同上	<p>表の「情報内容」</p> <p>無線</p> <p>Web</p> <p>_____</p> <p>（略）</p>	<p>表の「情報内容」</p> <p>無線</p> <p>Web</p> <p><u>メール</u></p> <p>（略）</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
98	第3章 第2節 第3 広報活動の実施	表中の注釈 <hr/> SNS;本市フェイスブック、ツイッター、LINE 等による広報 (LINE は⑥と⑧のみ)	表中の注釈 <u>メール;メール情報配信サービスによる情報提供</u> SNS;本市フェイスブック、ツイッター、LINE 等による広報
同上	同上	(6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、 <u>広報・業務継続班</u> を通じて帰宅困難者に対して情報を提供する。(略)	(6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、 <u>広報班</u> を通じて帰宅困難者に対して情報を提供する。(略)
99	同上	3 報道機関への対応 (<u>広報・業務継続班</u>)	3 報道機関への対応 (<u>広報班</u>)
102	第3章 第3節 第1 水防活動の実施	<基本方針> 2.本市は水防法に基づく指定水防管理団体であることから、水防活動については、 <u>市川市水防計画の定めるところによる。</u>	<基本方針> 2.本市は水防法に基づく指定水防管理団体であることから、水防活動については、 <u>情報の確保に努め、市域内の保全と市民の生命、身体及び財産を水災害から保護するものとする。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
102	第3章 第3節 第1 水防活動の実施	<p><行動計画></p> <p>1 安全配慮措置</p> <p>洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><行動計画></p> <p>1 安全配慮措置</p> <p>洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。<u>避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。</u></p>
103	同上	<p>(5) 水防作業</p> <p><u>堤防の漏水や越水等、水防作業が必要と認められるときは、直ちに出勤し水防作業を実施する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(5) 水防作業</p> <p><u>本部長又は消防本部長は、次の場合直ちに消防本部に対し出勤準備及び出勤することを指示し、必要に応じて直ちに出勤し水防作業を実施する。</u></p> <p><u>なお、水防作業に必要な資器材について、危機管理室及び被災市街地対応本部、消防本部は資器材及び技術の提供を行うとともに、対策上必要と認めるときは直接水防作業にあたる。なお、保有の資器材については資料編に示すとおりである。</u></p> <p>1 出勤準備</p> <p><u>ア 水防警報により待機又は準備の警告があったとき。</u></p> <p><u>イ 河川等の状況により出勤の必要が予測されたとき。</u></p> <p>2 出勤</p> <p><u>ア 水防警報により出勤又は指示の警告があったとき。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
103	第3章 第3節 第1 水防活動の実施	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>水防上緊急の必要がある場合においては、水防法第21条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、又は制限し、若しくはその区域から退去を命ずることができる。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>水防作業の際は、「1 安全配慮措置」に基づき、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。</p>	<p><u>イ 水位が警戒水位に達するなど危険のおそれがあるとき。</u></p> <p><u>ウ その他、水防上必要と認めるとき。</u></p> <p>水防上緊急の必要がある場合においては、水防法第21条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、又は制限し、若しくはその区域から退去を命ずることができる。<u>また、市長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。</u></p> <p>水防作業の際は、「1 安全配慮措置」に基づき、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。</p>
同上	同上	(6) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令（略）	(6) <u>避難勧告等</u> の発令（略）
104	同上	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(8) <u>水防信号（災害対応事務局、消防本部）</u></p> <p><u>水防に用いる信号は資料編のとおりとする。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
104	第3章 第3節 第1 水防活動の実施	_____	(9) 水防報告（災害対応事務局、消防本部） <u>水防活動に従事した各班は、水防活動終了後速やかに職員の異常の有無及び水防活動成果を被災生活支援本部長に報告するとともに、被災生活支援本部長は本部長（市長）に報告する。</u>
同上	同上	(8) 協力応援	(10) 協力応援
同上	同上	(9) 水防配備の解除	(11) 水防配備の解除
105	第3章 第3節 第2 土砂災害応急対策の実施	1 前兆現象等の早期把握（災害対応事務局、システム・調整班、被災市街地対応本部） (1) 災害対応事務局及びシステム・調整班は、気象情報等により、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、必要に応じて被災市街地対応本部及び災害班へ情報提供を行う。 (2) 被災市街地対応本部は、土砂災害の発生が予想される場合は、急傾斜地崩壊危険区域等の予め把握している危険崖地のパトロールを実施する。	1 前兆現象等の早期把握（災害対応事務局、システム・受援班、被災市街地対応本部） (1) 災害対応事務局及びシステム・受援班は、気象情報等により、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、必要に応じて被災市街地対応本部及び災害班へ情報提供を行う。 (2) 被災市街地対応本部は、土砂災害の発生が予想される場合は、急傾斜地崩壊危険区域等の予め把握している危険崖地のパトロールを実施し、 <u>災害対応事務局へ報告する。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
106	第3章 第3節 第2 土砂災害応急対策の実施	2 住民等への情報伝達（災害対応事務局、____、被災市街地対応本部、災害班） （6）避難勧告等が行われた場合、 <u>災害対応事務局</u> は直ちに広報車の派遣や防災行政無線（同報無線）、報道機関等を通じて市民へ周知する。	2 住民等への情報伝達（災害対応事務局、 <u>広報班</u> 、被災市街地対応本部、災害班） （6）避難勧告等が行われた場合、 <u>広報班</u> は直ちに広報車の派遣や防災行政無線（同報無線）、報道機関等を通じて市民へ周知する。
108	第3章 第3節 第3 交通規制の実施	3 行徳地域における交通規制（略） （1）行徳地域では、 <u>行徳橋・新行徳橋、国道357号市川大橋、妙典橋</u> における緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、市内又は主変に災害が発生し、市長からの要請があった場合には、警察機関は、 <u>行徳橋・新行徳橋、妙典橋</u> への一般車両の進入を全面的に禁止する。併せて、市川・浦安バイパスの通行も制限する。	3 行徳地域における交通規制（略） （1）行徳地域では、 <u>行徳橋及び新行徳橋、____市川大橋、妙典橋</u> における緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、市内又は主変に災害が発生し、市長からの要請があった場合には、警察機関は、 <u>行徳橋及び新行徳橋、妙典橋</u> への一般車両の進入を全面的に禁止する。併せて、市川・浦安バイパスの通行も制限する。
111	第3章 第3節 第4 道路・交通手段の確保	表中の「河川・港湾」の「項目」 <u>南行徳漁港</u> の被災状況	表中の「河川・港湾」の「項目」 <u>市川漁港</u> の被災状況

ページ	修正箇所	現行	修正後
118	第3章 第3節 第6 応急医療活動の実施	<p>(1) 応急医療体制の確立（略）</p> <p>エ 医療本部は、医療機関の被災状況や診療の実施状況等を取りまとめ、医療機関の活動状況に基づいて、広報・業務継続班の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。</p>	<p>(1) 応急医療体制の確立（略）</p> <p>エ 医療本部は、医療機関の被災状況や診療の実施状況等を取りまとめ、医療機関の活動状況に基づいて、広報_____班の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。</p>
119	第3章 第3節 第6 応急医療活動の実施	<p>(2) 医療活動（略）</p> <p>医療救護所における負傷者のトリアージ、応急処置及び助産は「災害時等の医療救護活動についての協定書」等に基づいて、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人薬剤師会、市川浦安接骨師会の医師、歯科医師、薬剤師、接骨師からなる救護班が実施する。</p> <p>イ 医療救護所の開設担当職員は、医療本部との連絡_____要員として医療救護所に留まり、随時、活動状況等を報告する。</p>	<p>(2) 医療活動（略）</p> <p>医療救護所における負傷者のトリアージ、応急処置及び助産は「災害時等の医療救護活動についての協定書」等に基づいて、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人薬剤師会、公益社団法人千葉県柔道整復師会市川・浦安支部の医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師からなる救護班が実施する。</p> <p>イ 医療救護所の開設担当職員は、医療本部との連絡や救護班の補助を行う要員として医療救護所に留まり、随時、活動状況等の報告等の活動を行う。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
119	第3章 第3節 第6 応急医療活動の実施	(3) 医薬品等の確保（医療本部） ア 医療救護所に必要な医薬品等は、「災害時__の医療救急活動に使用する医薬品の備蓄に関する協定」に基づいて、市川市薬剤師会の薬剤師が、医薬品備蓄倉庫等から調達・運搬する。	(3) 医薬品等の確保（医療本部） ア 医療救護所に必要な医薬品等は、「災害時等の医療救急活動についての協定」に基づいて、市川市薬剤師会の薬剤師が、医薬品備蓄倉庫等から調達・運搬する。
120	同上	2 保健活動（医療本部） 統括保健師が組織横断的な保健・福祉活動チームを統制し、市川健康福祉センターと連携し、以下の保健活動を行う。	2 保健活動（医療本部） 医療本部が組織横断的な保健・福祉活動チームを統制し、市川健康福祉センターと連携し、以下の保健活動を行う。
同上	同上	3 防疫活動（医療本部、被災市街地対応本部） イ 検病検査、健康診断及び臨時予防接種の実施	3 防疫活動（医療本部、被災市街地対応本部） イ 検病調査、健康診断及び臨時予防接種の実施
121	第3章 第3節 第7 避難勧告等の発令	2.周辺地域の状況や気象情報等により、災害対応事務局_____において応急避難の必要性を検討し、状況に応じて、市長が避難勧告等を行う。	2.周辺地域の状況や気象情報等により、災害対応事務局及び被災市街地対応本部において応急避難の必要性を検討し、状況に応じて、市長が避難勧告等を行う。

ページ	修正箇所	現行	修正後
121	第3章 第3節 第7 避難勧告等の発令	<p><体制></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><体制></p> <p><u>被災市街地対応本部</u></p> <p><u>○江戸川・真間川等の河川水位及び海岸等水位、</u></p> <p><u>がけ崩れ警戒区域の巡視・監視</u></p> <p><u>○避難準備情報泳ぎ避難勧告等発令の意見具申</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
122	第3章 第3節 第7 避難勧告等の発令	<p>(1) 避難勧告等</p> <p>イ 避難勧告等の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>表 避難準備・高齢者等避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動に時間を要する避難行動要支援者にいち早く避難してもらうため、発令する情報 ・非常持ち出し品の要伊藤、避難の準備を促すもの ・避難勧告や避難指示に先立って発令するもの <p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動の開始を促す場合 ・居住者に立ち退きを勧め促すもの 	<p>(1) 避難勧告等</p> <p>イ 避難勧告等の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。</p> <p>ウ 避難勧告等の発令について、海岸・河川等及び崖地に関する発令は被災市街地対応本部が巡視・監視の上、意見具申するものとする。</p> <p>エ 避難勧告等の発令にあたり、「住民に行動を促す情報」及び「住民がとるべき行動」を明確化し、住民が直感的に情報を理解できるよう避難情報を5段階で発令する。</p> <p>表に「警戒レベル」、「住民がとるべき行動」、「住民に行動を促す情報（避難情報等）」を追加</p> <p>警戒レベル5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに災害が発生している状況であり、命を守るため、最善の行動をとる。 <p>災害発生情報</p> <p>警戒レベル4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況。

ページ	修正箇所	現行	修正後
122	第3章 第3節 第7 避難勧告等の発令	<u>避難指示（緊急）</u> <u>・直ちに避難行動をとる必要がある場合</u> <u>・避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものでは</u> <u>ない</u>	<u>・居住者に立ち退きをする。</u> <u>・直ちに避難行動をとる</u> <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> <u>警戒レベル3</u> <u>・避難勧告や避難指示（緊急）に先立って発令さ</u> <u>れ、要配慮者のうち特に避難に時間を要するものが避</u> <u>難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害</u> <u>が発生する可能性が高まった状況。</u> <u>・非常持出品の用意等、避難の準備をする。</u> <u>・避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>警戒レベル2</u> <u>・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経</u> <u>路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手</u> <u>段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を</u> <u>確認する。</u> <u>洪水注意報、大雨注意報</u> <u>警戒レベル1</u> <u>・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害</u> <u>の心構えを高める。</u> <u>早期注意報</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
123	第3章 第3節 第7 避難勧告等の発令	<p>2 避難勧告等の伝達及び避難誘導（災害対応事務局、_____、災害班、_____）</p> <p>（1）市長による避難勧告等が行われた場合、災害対応事務局_____は、直ちに防災行政無線（同報無線）等を通じて避難勧告等を周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に避難勧告等の周知・徹底を指示する。</p>	<p>2 避難勧告等の伝達及び避難誘導（災害対応事務局、<u>広報班</u>、災害班、<u>施設管理者</u>）</p> <p>（1）市長による避難勧告等が行われた場合、災害対応事務局<u>及び広報班</u>は、直ちに防災行政無線（同報無線）等を通じて避難勧告等を周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に避難勧告等の周知・徹底を指示する。</p>
同上	同上	<p>3 避難勧告等の解除（災害対応事務局_____）</p>	<p>3 避難勧告等の解除（災害対応事務局、<u>被災市街地対応本部</u>）</p>
124	同上	<p>4 広域避難誘導（災害対応事務局、_____、被災生活支援本部、災害班、関係機関等）</p> <p>（1）広域避難の勧告又は指示を行う際、市長は、災害対応事務局_____に対し、予め安全な避難地・避難路を確認し、適切な避難誘導を実施するよう指示する。</p>	<p>4 広域避難誘導（災害対応事務局、<u>被災市街地対応本部</u>、被災生活支援本部、災害班、関係機関等）</p> <p>（1）広域避難の勧告又は指示を行う際、市長は、災害対応事務局<u>及び被災市街地対応本部</u>に対し、予め安全な避難地・避難路を確認し、適切な避難誘導を実施するよう指示する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
127	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	<p>1 避難場所の開設（略）</p> <p><u>被災生活支援本部は、浸水状況等による避難場所の使用可否の判定結果等から、必要な施設を避難場所に指定し、避難者の受入れを行う。</u></p> <p><u>なお、避難場所の開設は、①小学校、②中学校、③その他公共施設、④協定に基づく民間施設から順次行うものとする。</u></p>	<p>1 避難場所の開設（略）</p> <p><u>(1) 被災生活支援本部は、浸水状況等による避難場所の使用可否の判定結果等から、必要な施設を避難場所に指定し、避難者の受入れを行う。</u></p> <p><u>(2) 避難場所の開設は、公立小中学校や公民館を中心に気象状況や周辺地域の浸水リスク等を総合的に判断して開設する。なお、不足する場合は、その他の公共施設、協定に基づく民間施設などを順次開設するものとする。</u></p>
128	同上	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の運営（略）</p> <p>原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点要員はそれを支援する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の運営（略）</p> <p>原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点要員はそれを支援する。</p> <p><u>また、避難所の運営にあたっては、BJ☆projectによる防災に対する女性の視点も踏まえ、避難所のレイアウトや運営体制等、女性への配慮についても検討する。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
128	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	<p>(2) 避難者等への情報提供（被災生活支援本部、<u>広報・業務継続班</u>）</p> <p>ア 被災生活支援本部は、<u>広報・業務継続班</u>、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ <u>広報・業務継続班</u>は、日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人も含む。）にも的確に情報が伝わるよう、<u>文化スポーツ部の協力や協定に基づく市川市国際交流協会等へのご悪ボランティアの派遣依頼</u>等により、通訳・翻訳の手段を確保する。</p>	<p>(2) 避難者等への情報提供（被災生活支援本部、<u>広報班、帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>ア 被災生活支援本部は、<u>広報班</u>、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u>は、日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人も含む。）にも的確に情報が伝わるよう、<u>協定に基づく市川市国際交流協会等へのご悪ボランティアの派遣依頼</u>等により、通訳・翻訳の手段を確保する。</p>
同上	同上	<p>(3) 福祉避難所への要配慮者の移送（被災生活支援本部、小学校区防災拠点<u>協議会</u>等）</p> <p>（略）</p> <p>イ 福祉避難所への要配慮者の移送にあたっては、小学校区防災拠点<u>要員</u>をはじめ、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、地域（自主）防災組織、消防団等の誘導によるほか、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による移送を要請する。</p>	<p>(3) 福祉避難所への要配慮者の移送（被災生活支援本部、小学校区防災拠点<u>_____</u>等）</p> <p>（略）</p> <p>イ 福祉避難所への要配慮者の移送にあたっては、小学校区防災拠点<u>_____</u>をはじめ、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、地域（自主）防災組織、消防団等の誘導によるほか、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による移送を要請する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
130	第3章 第4節 第2 要配慮者対策の実施	3 要配慮者への支援活動（略） （1） <u>広報・業務継続班</u> と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。	3 要配慮者への支援活動（略） （1） <u>広報班</u> と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。
131	第3章 第4節 第3 帰宅困難者・滞留者対策の実施	<体制> <u>被災生活支援本部</u> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> <u>広報班</u>
同上	同上	（1）一斉帰宅抑制の呼び掛け（ <u>被災生活支援本部</u> 、 <u> </u> ） 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、 <u>広報・業務継続班</u> の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、（略）。	（1）一斉帰宅抑制の呼び掛け（ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> 、 <u>広報班</u> ） 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、 <u>広報班</u> の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、（略）。
同上	同上	（4）帰宅困難者・滞留者の把握（ <u>被災生活支援本部</u> ）	（4）帰宅困難者・滞留者の把握（ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ）

ページ	修正箇所	現行	修正後
132	第3章 第4節 第3 帰宅困難者・滞留者対 策の実施	(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供（ <u>被災生活支援本部</u> ） <u>広報・業務継続班</u> の協力を得て、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧等について、放送機関や本市公式 Web サイト等を活用し、情報提供を行う。	(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供（ <u>帰宅困難者・外国人対応班、広報班</u> ） <u>広報班</u> の協力を得て、風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧等について、放送機関や本市公式 Web サイト等を活用し、情報提供を行う。
同上	同上	3 一時滞在施設の確保等 (1) 一時滞在施設の開設（ <u>被災生活支援本部</u> ）	3 一時滞在施設の確保等 (1) 一時滞在施設の開設（ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ）
同上	同上	(3) 一時滞在施設の運営（千葉県、 <u>被災生活支援本部、施設管理者</u> ） <u>被災生活支援本部</u> は、 <u>施設管理者</u> と協力し、 <u>帰宅困難者</u> 等を一時滞在施設に受け入れる。 (略)	(3) 一時滞在施設の運営（千葉県、 <u>帰宅困難者・外国人対応班、施設管理者</u> ） <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> は、 <u>施設管理者</u> と協力し、 <u>帰宅困難者</u> 等を一時滞在施設に受け入れる。 (略)
同上	同上	(4) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請（ <u>被災生活支援本部</u> ）	(4) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請（ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ）

ページ	修正箇所	現行	修正後
137	第3章 第4節 第5 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬	4 埋葬 (2) 埋__葬許可書の発行手続きについては、市民課との連携を図る。	4 埋葬 (2) 埋 <u>火</u> 葬許可書の発行手続きについては、市民課との連携を図る。
138	第3章 第4節 第6 被災地の清掃	<基本方針> 3. <u>上・下水道及び液状化被害等により浄化槽が被災した地区では、被災生活支援本部が小学校区防災拠点を中心に速やかに仮設トイレを設置するとともに、その後も順次追加的に配置する。設置後は適時巡回し、清掃を行うことで、被災地の環境衛生に努める。</u>	<基本方針> 3. <u>液状化被害等により上・下水道及び浄化槽が被災した地区では、被災生活支援本部が小学校区防災拠点を中心に速やかに仮設トイレを設置するとともに、その後も順次追加的に配置する。設置後は適時巡回し、清掃を行うことで、被災地の環境衛生に努める。</u>
同上	同上	<体制> 被災市街地対応本部 <u>○仮設トイレの配置</u> (略) <u>○動物死体の処理</u> _____ _____	<体制> 被災市街地対応本部 _____ (略) <u>○動物死体の処理</u> <u>被災生活支援本部</u> <u>○仮設トイレの配置</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
139	第3章 第4節 第6 被災地の清掃	2 避難所等の清掃（略） （3）消毒薬品は、 <u>清掃部</u> が保有しているものを、被災市街地対応本部が避難所あるいは自治（町）会単位等で配布するものとし、 <u>清掃部</u> が保有している消毒薬品だけでは不足する場合には、協定事業者より提供を受ける。	2 避難所等の清掃（略） （3）消毒薬品は、 <u>環境部</u> が保有しているものを、被災市街地対応本部が避難所あるいは自治（町）会単位等で配布するものとし、 <u>環境部</u> が保有している消毒薬品だけでは不足する場合には、協定事業者より提供を受ける。
同上	同上	3 仮設トイレの設置・清掃管理（被災市街地対応本部、被災生活支援本部、市民） （1）仮設トイレの設置 （略） ウ 被災地内での仮設トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。 _____ _____	3 仮設トイレの設置・清掃管理（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、市民） （1）仮設トイレの設置 （略） ウ 被災地内での仮設トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。 エ 仮設トイレの設置にあたっては、 <u>BJ☆project</u> による知見等、女性の視点も踏まえ、設置場所や設置する仮設トイレの種類等について検討する。
140	同上	7 水害廃棄物の収集・処理（略） （2）水害廃棄物__処理体制	7 水害廃棄物の収集・処理（略） （2）水害廃棄物の <u>処理体制</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
142	第3章 第4節 第7 被災地の警備	<体制> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>広報班</u>
同上	同上	2 被災地のパトロール（警察機関、消防機 関、 <u> </u> ）	2 被災地のパトロール（警察機関、消防機関、 <u>市民 等</u> ）
同上	同上	3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本 部、 <u> </u> ）	3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部、 <u>広 報班</u> ）
143	第3章 第4節 第8 被災者住宅の確保	<体制> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>広報班</u>
144	同上	3 公的住宅の確保斡旋（被災生活支援本 部、 <u> </u> ）	3 公的住宅の確保斡旋（被災生活支援本部、 <u>広 報班</u> ）
145	第3章 第4節 第10 応急教育の実施	<体制> 被災生活支援本部、 <u> </u>	<体制> 被災生活支援本部、 <u>学校教育班</u>
147	第3章 第5節 第1 公共施設の復旧	<体制> <u>千葉県水道局</u>	<体制> <u>千葉県企業局</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
148	第3章 第5節 第1 公共施設の復旧	1 復旧活動体制の整備（略） （4）復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、 <u>広報・業務継続班</u> 、災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。	1 復旧活動体制の整備（略） （4）復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、 <u>広報班</u> 、災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。
153	第4章 第1節 第1 復興まちづくり	第2節 復興まちづくり 第1 復興まちづくり	第1節 復興まちづくり 第1 復興まちづくり
154	第4章 第2節 第1 市民生活再建支援	<基本方針> 2.被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、り災証明書の発行を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の適用の検討、市税の減免や <u>納入猶予</u> 等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。	<基本方針> 2.被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、り災証明書の発行を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の適用の検討、市税の減免や <u>徴収猶予</u> 等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。
同上	同上	<体制> 災害対応事務局、 <u> </u> ○ボランティアセンターへの協力要請 ○相互応援協定に基づく応援職員の派遣要請	<体制> 災害対応事務局、 <u>システム・受援班</u> ○ボランティアセンターへの協力要請 ○相互応援協定に基づく応援職員の派遣要請

ページ	修正箇所	現行	修正後
154	第4章 第2節 第1 市民生活再建支援	1 り災証明の発行（予算・調査班） <u>(4) 証明手数料については免除する。</u>	1 り災証明の発行（予算・調査班） _____
155	同上	3 税の徴収猶予・減免（予算・調査班） (1) 予算・調査班は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、 <u>地方税法第15条及び市川市税条例第51条に基づいて、期間の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。</u>	3 税の徴収猶予・減免（予算・調査班） (1) 予算・調査班は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、_____期限の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。
155	同上	8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、_____、_____）	8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、 <u>システム・受援班、帰宅困難者・外国人対応班</u> ）
156	同上	(5) 被災生活支援本部は、必要に応じ_____て、 <u>市川市災害ボランティアセンターと連携して、臨時市民相談室の相談員を確保する。</u>	(5) 被災生活支援本部は、必要に応じ <u>システム・受援班の協力を得て、市川市災害ボランティアセンターと連携して、臨時市民相談室の相談員を確保する。</u>
同上	同上	(8) 被災生活支援本部は、_____、日本語を十分に理解できない外国人の相談に応じるために、 <u>市川市国際交流協会に支援を要請する等、外国語の通訳や外国語の相談を受けられる相談員を確保する。</u>	(8) 被災生活支援本部は、 <u>帰宅困難者・外国人対応班の協力を得て、日本語を十分に理解できない外国人の相談に応じるために、市川市国際交流協会に支援を要請する等、外国語の通訳や外国語の相談を受けられる相談員を確保する。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
156	第4章 第2節 第1 市民生活再建支援	<p>9 生活復旧・債権に関する情報の広報（被災生活支援本部、_____）</p> <p>（略）</p> <p>（2）<u>広報・業務継続班</u>の協力を得て、広報活動を行うこととし、災害班や小学校区防災拠点を通じて、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がける。</p>	<p>9 生活復旧・債権に関する情報の広報（被災生活支援本部、<u>広報班</u>）</p> <p>（略）</p> <p>（2）<u>広報班</u>の協力を得て、広報活動を行うこととし、災害班や小学校区防災拠点を通じて、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がける。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
158	第4章 第3節 第1 激甚災害の指定に関する計画		<p>第1 激甚災害の指定に関する計画</p> <p><u><基本方針></u></p> <p>1.災害による被害の規模が甚大な場合、災害普及を実施するためには膨大な費用がかかる。</p> <p>2.災害対応事務局は、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施するため、特別な財政措置が行われるよう、早期に激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律の指定を受けるため、被害状況調査等を行う。</p> <p><u><体制></u></p> <p>災害対応事務局</p> <p>○災害状況の全体把握</p> <p>○県への調査協力</p> <p>○関係調書等の作成・提出</p> <p>被災生活支援本部</p> <p>○被災状況のとりまとめ</p> <p>○対応措置のとりまとめ</p> <p>各対応本部</p> <p>○被災状況の確認・報告</p> <p>関係機関</p> <p>○管理施設等の被災情報の提供</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
158	第4章 第3節 第1 激甚災害の指定に関する計画		<p><行動計画></p> <p>1 激甚災害指定の手続（災害対応事務局）</p> <p>（1）速やかに激甚災害指定の手続を進めるため、各対応本部は現地対応拠点等への指示や報告により、<u>発災直後から迅速かつ正確な被害情報の把握及び整理を行い、被災生活支援本部に報告する。</u></p> <p>（2）<u>災害対応事務局は、被災生活支援本部からの報告を整理し、本市全域としての災害状況を整理する。</u></p> <p>（3）<u>整理した災害状況を速やかに千葉県に報告するとともに、千葉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。</u></p> <p>（4）<u>激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、千葉県各部局に提出する。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
164	巻末資料 第3 福祉避難所施設一覧	_____ _____ _____	<u>No.46</u> <u>オアゾ市川</u> <u>稲越町 57-1</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
169	巻末資料 第7 避難勧告等の発令区分 及び伝達方法 (1)	<p>①避難勧告等の発令区分</p> <p>「<u>発令種別</u>」、「<u>発令時の状況</u>」、「<u>市民の取るべき行動</u>」、 <u>発令種別</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>発令時の状況</u> ○<u>要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）のうち、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況</u> ○<u>避難勧告や避難指示（緊急）に先立って発令する</u> <u>市民の取るべき行動</u> ○<u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する（支援者は、支援行動を開始する）</u> ○<u>それ以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難の準備を開始する</u> <u>発令種別</u> <u>避難勧告</u></p>	<p>①避難勧告等の発令区分</p> <p>「<u>警戒レベル</u>」、「<u>発令時の状況</u>」、「<u>市民の取るべき行動</u>」、「<u>住民に行動を促す情報（避難情報等）</u>」 <u>警戒レベル</u> <u>警戒レベル5</u> <u>発令時の状況</u> ○<u>すでに災害が発生している状況</u> <u>市民の取るべき行動</u> ○<u>命を守るため、最善の行動をとる。</u> <u>住民に行動を促す情報（避難情報等）</u> <u>災害発生情報</u> <u>警戒レベル</u> <u>警戒レベル4</u> <u>発令時の状況</u> ○<u>通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況</u> ○<u>未だに避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、命を守る最低限の行動をとる</u> ○<u>避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
169	巻末資料 第7 避難勧告等の発令区分 及び伝達方法 (1)	<p><u>「発令時の状況」</u></p> <p><u>○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況</u></p> <p><u>「市民の取るべき行動」</u></p> <p><u>○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する</u></p> <p><u>「発令種別」</u></p> <p><u>避難指示（緊急）</u></p> <p><u>「発令時の状況」</u></p> <p><u>○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u></p> <p><u>○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害が発生する可能性が非常に高いと判断された状況</u></p> <p><u>○人的被害が発生した場合</u></p> <p><u>○避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない</u></p> <p><u>「市民の取るべき行動」</u></p> <p><u>○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了させる</u></p>	<p><u>避難行動を直ちに完了させる</u></p> <p><u>「住民に行動を促す情報（避難情報等）」</u></p> <p><u>避難勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p><u>「警戒レベル」</u></p> <p><u>警戒レベル3</u></p> <p><u>「発令時の状況」</u></p> <p><u>○要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）のうち、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況</u></p> <p><u>○避難勧告や避難指示（緊急）に先立って発令する</u></p> <p><u>「市民の取るべき行動」</u></p> <p><u>○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する（支援者は、支援行動を開始する）</u></p> <p><u>○それ以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難の準備を開始する</u></p> <p><u>「住民に行動を促す情報（避難情報等）」</u></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
169	巻末資料 第7 避難勧告等の発令区分 及び伝達方法 (1)	○未だに避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、命を守る最低限の行動をとる	<p>「警戒レベル」</p> <p>警戒レベル 2</p> <p>「発令時の状況」</p> <p>○避難行動の確認が必要とされる状況</p> <p>「市民の取るべき行動」</p> <p>○ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p> <p>「住民に行動を促す情報（避難情報等）」</p> <p>洪水注意報、大雨注意報</p> <p>「警戒レベル」</p> <p>警戒レベル 1</p> <p>「発令時の状況」</p> <p>○災害への心構えを高める必要がある状況</p> <p>「市民の取るべき行動」</p> <p>○防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害の心構えを高める。</p> <p>「住民に行動を促す情報（避難情報等）」</p> <p>早期注意報</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
170	巻末資料 第6 避難勧告等の発令区分 及び伝達方法（2）	表「避難勧告等の伝達方法」の「LINE の広報内容」 <u>災害情報／気象情報</u> … - <u>被災状況</u> … - <u>交通規制</u> … - <u>危険区域</u> … - 避難勧告等 … ○ 避難場所／避難所 … ○	表「避難勧告等の伝達方法」の「LINE の広報内容」 <u>災害情報／気象情報</u> … ○ <u>被災状況</u> … ○ <u>交通規制</u> … ○ <u>危険区域</u> … ○ 避難勧告等 … ○ 避難場所／避難所 … ○
同上	同上	図「避難勧告等の伝達の主な流れ（フロー図）」 <u>広報・業務継続班</u> （ <u>企画部</u> ・ <u>情報政策部</u> ）	図「避難勧告等の伝達の主な流れ（フロー図）」 <u>広報班</u> （ <u>広報室</u> ・ <u>情報政策部</u> ）
171	巻末資料 第8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 （1）	_____	<u>「発表官署」</u> <u>銚子地方気象台</u> <u>「二次細分区域」</u> <u>市川市</u> <u>「注意報名」</u> <u>強風</u> <u>「発表基準」</u> <u>強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される</u> <u>場合</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
171	巻末資料 第 8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (1)		<p><u>平均風速が、陸上及び海上 13m/s 以上</u> <u>「注意報名」</u> 風雪 <u>「発表基準」</u> <u>風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される</u> <u>場合</u> <u>之を伴う平均風速が、陸上及び海上 13m/s 以上</u> <u>「注意報名」</u> 波浪 <u>「発表基準」</u> <u>波浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると</u> <u>予想される場合</u> <u>有義波高 1.5m 以上</u> <u>「注意報名」</u> 高潮 <u>「発表基準」</u> <u>台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起</u> <u>する必要がある場合</u> <u>潮位が TP 上 1.8m 以上</u> <u>「注意報名」</u> <u>大雨</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
171	巻末資料 第8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (1)		<p>「<u>発表基準</u>」</p> <p><u>大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合</u></p> <p><u>表面雨量指数基準が9に達することが予想される場合</u></p> <p><u>土壌雨量指数が91に達することが予想される場合</u></p> <p>「<u>注意報名</u>」</p> <p><u>洪水</u></p> <p>「<u>発表基準</u>」</p> <p><u>洪水によって、被害がおこるおそれがあると予想される場合</u></p> <p><u>流域雨量指数基準：真間川流域 7、高谷川流域 4.2、国分川流域 6、大柏川流域 3.9</u></p> <p><u>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準）</u></p> <p><u>真間川流域（8,5.6）、高谷川流域（5,3.2）、国分川流域（5,6）、大柏川流域（8,3.9）、江戸川流域（8,9.9）</u></p> <p><u>指定河川洪水予報による基準：江戸川〔野田〕</u></p> <p>「<u>注意報名</u>」</p> <p><u>大雪</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
171	巻末資料 第8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (1)		<p>「<u>発表基準</u>」 <u>大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合</u> <u>12時間の降雪の深さが5cm以上</u></p> <p>「<u>注意報名</u>」 <u>雷</u></p> <p>「<u>発表基準</u>」 <u>落雷等により被害が予想される場合</u></p> <p>「<u>注意報名</u>」 <u>乾燥</u></p> <p>「<u>発表基準</u>」 <u>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合</u> <u>最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下</u></p> <p>「<u>注意報名</u>」 <u>濃霧</u></p> <p>「<u>発表基準</u>」 <u>濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合</u> <u>視程が、陸上100m、又は海上500m以下</u></p> <p>「<u>注意報名</u>」 <u>霜</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
171	巻末資料 第 8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (1)		<p>「<u>発表基準</u>」 <u>晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合</u> <u>4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下</u></p> <p>「<u>注意報名</u>」 <u>低温</u></p> <p>「<u>発表基準</u>」 <u>低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがある</u> <u>と予想される場合</u> <u>夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上</u> <u>継続した場合</u> <u>冬季の最低気温が、銚子で-3度以下</u> <u>冬季の最低気温が、千葉で-5度以下</u></p> <p>「<u>注意報名</u>」 <u>着氷・着雪</u></p> <p>「<u>発表基準</u>」 <u>著しい着氷（雪）が予想される場合</u> <u>注）1 TPは、東京平均海面を示す。</u> <u>注）2 注意報は、解除されるまで継続するものである</u> <u>が、状況の変化に伴って減少の起こる地域や時刻、激</u> <u>しさの程度などの予測が変わり、発表中の警報や注意</u> <u>報の「切替」を行い、内容を更新することがある。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
172	巻末資料 第 8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (2)		<p>「<u>警報名</u>」 <u>暴風</u> 「<u>発表基準</u>」 <u>暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</u> <u>平均風速が、陸上 20m/s 以上、海上 25m/s 以上</u></p> <p>「<u>警報名</u>」 <u>暴風雪</u> 「<u>発表基準</u>」 <u>暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</u> <u>雪を伴う平均風速が、陸上 20m/s、海上 25m/s 以上</u></p> <p>「<u>警報名</u>」 <u>波浪</u> 「<u>発表基準</u>」 <u>風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</u> <u>潮位が TP 上 3.9m 以上</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
172	巻末資料 第8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (2)		<p>「<u>警報名</u>」</p> <p><u>大雨</u></p> <p>「<u>発表基準</u>」</p> <p><u>大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</u></p> <p><u>表面雨量指数基準が 24 に達することが予想される場合</u></p> <p><u>土壌雨量指数が 106 に達することが予想される場合</u></p> <p>「<u>警報名</u>」</p> <p><u>洪水</u></p> <p>「<u>発表基準</u>」</p> <p><u>洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</u></p> <p><u>3 時間雨量が、80 mm以上</u></p> <p><u>流域雨量指数基準</u></p> <p><u>真間川流域 8.87、高谷川流域 5.3、国分川流域 7.6、大柏川流域 4.9</u></p> <p><u>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準）</u></p> <p><u>真間川流域（8,7.9）、国分川流域（8,6.8）、大柏川流域（8,4.6）、江戸川流域（8,15.4）</u></p> <p><u>指定河川洪水予報による基準：江戸川〔野田〕</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
172	巻末資料 第8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (2)	<hr/>	<p>「<u>警報名</u>」 <u>大雪</u> 「<u>発表基準</u>」 <u>大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</u> <u>12時間の降雪の深さが、10 cm以上</u> <u>注) 1 TPは、東京湾平均海面を示す。</u> <u>注) 2 注意報は解除されるまで継続するものであるが、状況の変化に伴って現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測が変わり、発表中の警報や注意報の「切替」を行い、内容を更新することがある。</u></p>
173	巻末資料 第8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (3)	<hr/>	<p>「<u>警報名</u>」 <u>大雨</u> 「<u>発表基準</u>」 <u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u> <u><目安></u> <u>50年に一度の値：48時間降水量 390 mm、3時間雨量 143 mm、土壌雨量指数 258</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
173	巻末資料 第8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (3)		<p>「警報名」 暴風 「発表基準」 <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合</u></p> <p>「警報名」 高潮 「発表基準」 <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合</u></p> <p>「警報名」 波浪 「発表基準」 <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合</u></p> <p>「警報名」 暴風雪 「発表基準」 <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
173	巻末資料 第8 気象官署が発表する注 意報、警報等の基準 (3)		<p>「<u>警報名</u>」 <u>大雪</u> 「<u>発表基準</u>」 <u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u> <u><目安></u> <u>50年に一度の積雪深：千葉 22 cm、既往最深積雪</u> <u>深：千葉 33 cm</u> <u>注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心</u> <u>気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らし</u> <u>て算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予</u> <u>想に基づく。</u></p>
174	巻末資料 第9 竜巻等に関する気象情 報		<p>「<u>気象情報</u>」 <u>予告的な気象情報</u> 「<u>内容</u>」 <u>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が</u> <u>予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及</u> <u>び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的</u> <u>な気象情報が発表される。</u> <u>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合に</u> <u>は、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びか</u> <u>ける。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
174	巻末資料 第9 竜巻等に関する気象情報		<p>「<u>気象情報</u>」 <u>雷注意報</u> 「<u>内容</u>」 <u>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。</u> <u>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</u></p> <p>「<u>気象情報</u>」 <u>竜巻注意情報</u> 「<u>内容</u>」 <u>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</u> <u>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</u> <u>また、竜巻発生の目撃情報が得られた場合に、さらなる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
174	巻末資料 第9 竜巻等に関する気象情報		<p>高まっていることを伝える目撃情報を活用した竜巻注意情報を発表する。</p> <p>「気象情報」 竜巻発生確度ナウキャスト</p> <p>「内容」 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性がある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>